

# ウィズプラン

WITH PLAN

## 第4次 朝来市 男女共同 参画プラン



令和5(2023)年3月

朝来市

## はじめに



急速な少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化、高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、誰もが性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、わが国の最重要課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことで、女性の非正規労働者における失業者の増加や、配偶者等からの暴力の増加等が報告されています。

朝来市では、平成20年3月に「朝来市男女共同参画プラン～ウィズ(with)プラン～」を策定してから、男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな施策に取り組んでまいりました。

このたび、第3次プランの計画期間満了に伴い、その成果と課題、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画の取組を一層推進するため「第4次朝来市男女共同参画プランウィズ(with)プラン～」を策定しました。

また、第4次プランは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付け、総合的に取り組むこととしています。

今後は本プランに基づき、市民や各種団体、企業等との連携・協働により積極的に男女共同参画の施策を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、多大な御尽力をいただきました朝来市男女共同参画プラン検討委員会の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

朝来市長 藤岡 勇

## 目 次

第1章 プランの策定にあたって .....	1
1 プラン策定の趣旨 .....	1
2 プラン策定の背景 .....	1
3 プランの位置づけ .....	5
4 プランの期間 .....	6
5 プランの策定体制 .....	6
6 前期計画の取組状況 .....	7
第2章 朝来市の現状 .....	11
1 人口と世帯の推移 .....	11
2 未婚率の推移 .....	12
3 就労の状況 .....	13
4 市民意識の動向 .....	14
第3章 プランの基本的な考え方 .....	23
1 プランの基本理念 .....	23
2 プランの基本目標 .....	24
3 施策体系 .....	25
第4章 施策の展開 .....	26
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり .....	26
基本目標2 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり .....	31
基本目標3 共に支え合う家庭や地域づくり .....	42
基本目標4 共に健康で安心して生活できる社会づくり .....	50
第5章 計画の推進体制 .....	61
1 庁内における推進体制の充実 .....	61
2 朝来市男女共同参画推進会議の開催 .....	61
3 市民との協働による推進の強化 .....	61
4 国、県等との連携 .....	61
資料編 .....	62
1 プランの策定経過 .....	62
2 朝来市男女共同参画プラン検討委員会委員名簿 .....	63
3 朝来市男女共同参画プラン検討委員会要綱 .....	64
4 男女共同参画社会基本法 .....	65
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	69
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	78
7 用語の説明 .....	87



# 第 1 章 プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」といいます。）では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀における最重要課題と位置づけています。

本市では、基本法を踏まえ、平成 20（2008）年 3 月に最初の計画である「朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」を策定しました。平成 26（2014）年 3 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」といいます。）に基づく市町村基本計画を包含した「第 2 次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」を、平成 30（2018）年 3 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」といいます。）に基づく市町村推進計画を包含した「第 3 次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、第 3 次計画期間中には新型コロナウイルス感染症が拡大したことで市民の生活様式は一変し、「新しい生活様式」が定着してきた中で、女性の非正規労働者の失業者が増加したことや DV 被害者が増加したこと、令和 2 年度に実施した朝来市人権についての市民意識調査では、家庭生活や職場、政治、社会通念や慣習、しきたりといった分野で過半数が、男性が優遇されていると回答しており、男女の地位の不平等感が払拭できていないことなど、解決しなければならない課題は依然として多く存在しています。

この度、計画の期間が令和 4（2022）年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢や国内外情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第 4 次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」を策定することとしました。

## 2 プラン策定の背景

### （1）世界の動き

国際連合が「国際婦人年」と定めた年、昭和 50（1975）年に、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」における「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」の採択をきっかけに、世界規模での男女平等の取組が行われるようになりました。

昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において男女の平等を実現するために必要な条約を定めました。

平成 7（1995）年には、北京で開催された第 4 回世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と「北京宣言」や「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性への暴力など 12 の重大な問題に対する戦略的目標とそれに対して平成 12（2000）年までに各国が取るべき行動が掲げられました。また、この「第 4 回世界女性会議」で DV 防止法の基盤となる、女性への暴力、貧困についての問題が初めて取り上げられました。

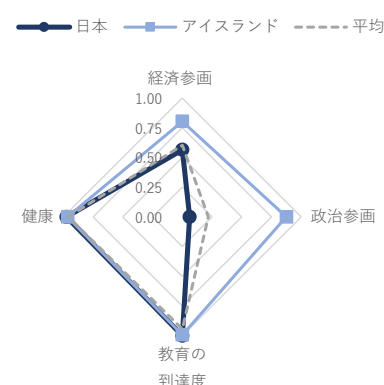
平成 17 (2005) 年には、第 49 回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」閣僚級会合) がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況を再確認し、「宣言」と「決議」が採択されました。

平成 22 (2010) 年には、「第 54 回女性の地位委員会 (北京+15)」を開催し、これまでの取組や今後の課題についての確認を行っています。

平成 27 (2015) 年には、『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(2030 Agenda) が加盟国の全会一致で採択され、17 の目標と 169 のターゲットから構成された「持続可能な開発目標 (SDGs)」が、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取りまとめられました。開発目標には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが貧困や飢餓を撲滅するとし、「ジェンダー平等の実現」が目標の一つに掲げられています。

世界経済フォーラムは、各国における男女格差を測るため、ほぼ毎年ジェンダー・ギャップ指数を公表しています。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示しています。令和 4 (2022) 年 7 月に公表された日本の総合スコアは 0.650、順位は 146 か国中 116 位 (前回は 156 か国中 120 位) でした。日本は、「教育」の順位は 146 か国中 1 位 (前回は 92 位)、「健康」の順位は 146 か国中 63 位 (前回は 65 位) と世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は 146 か国中 121 位 (前回は 156 か国中 117 位)、「政治」の順位は 146 か国中 139 位 (前回は 156 か国中 147 位) となっています。先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となりました。

ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較 (2022 年)



ジェンダー・ギャップ指数各分野におけるスコア

	2017 年	2018 年	2020 年	2021 年	2022 年
GGI	114 位	110 位	121 位	120 位	116 位
政治	123 位	125 位	144 位	147 位	139 位
経済	114 位	117 位	115 位	117 位	121 位
教育	74 位	65 位	91 位	92 位	1 位
健康	1 位	41 位	40 位	65 位	63 位
(調査対象国)	144 か国	149 か国	153 か国	156 か国	146 か国

引用：世界経済フォーラム  
「Global Gender Gap Report 2022」

## (2) 国の動き

昭和 60 (1985) 年、職場での男女平等を確立するため、「勤労婦人福祉法」の大幅な改正を行い、女性が家庭と仕事を両立できるようにつくられた「男女雇用機会均等法」を公布、その翌年に施行しました。

平成 6 (1994) 年には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、推進体制の整備が行われました。また、男女共同参画審議会の答申による「男女共同参画ビジョン」に基づいて、平成 8 (1996) 年には新国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。



平成 11（1999）年に男女共同参画社会を実現する上で法的な根拠となる「基本法」が施行され、平成 12（2000）年に基本法第 13 条に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13（2001）年 1 月の中央省庁等改革により、「男女共同参画室」を改組して内閣府に「男女共同参画局」を設置し、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されるなど、女性施策から男女共同参画の視点を反映させた施策へと進展しています。

平成 13（2001）年、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV 防止法」が施行されました。「DV 防止法」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。

平成 27（2015）年に、女性の働く意欲を実現につなげるための「女性活躍推進法」が 10 年間の時限立法で施行され、国、地方公共団体、民間事業者に、女性の採用や管理職の比率などの目標や取組などを内容とした「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました（令和 4（2022）年 4 月 1 日から、労働者が 101 人以上 300 人以下の民間事業所についても義務化）。

令和 2（2020）年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう、取組が定められました。

#### 第 5 次計画で踏まえられた社会情勢の現状及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応（Society5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

引用：第 5 次男女共同参画基本計画

### (3) 兵庫県の動き

兵庫県では、平成 4（1992）年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター（平成 14 年県立男女共同参画センターに名称変更）」が設置されました。

平成 13（2001）年には、「ひょうご男女共同参画プラン 21（第 1 次兵庫県男女共同参画計画）」を策定すると共に、平成 14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、女性の社会的地位の向上をはじめ、仕事と生活の両立、職場での意識改革や女性登用の促進などに取り組んできました。

令和3（2021）年3月には、「ひょうご男女いきいきプラン 2025～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～」を策定し、男女が共に、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会の実現に向けて、「だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会」、「だれもが互いに支え合える社会」、「だれもが健やかに安心して暮らせる社会」を目指す社会として掲げ、計画が推進されています。

また、女性活躍推進法の規定に基づく都道府県が策定する「都道府県推進計画」を包含した計画となっています。

#### ひょうご男女いきいきプラン 2025 の目指す社会

- (1) だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会
- (2) だれもが互いに支え合える社会
- (3) だれもが健やかに安心して暮らせる社会

#### ひょうご男女いきいきプラン 2025 の重点目標

1. 女性の活躍と兵庫への定着の推進
2. 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し
3. ワーク・ライフ・バランスの推進
4. 互いに支え合う家庭と地域
5. 安心して生活できる環境の整備
6. 次世代への継承

引用：ひょうご男女いきいきプラン 2025



### 3 プランの位置づけ

- ① このプランは、「基本法」第14条第3項に基づく本市の男女共同参画計画であり、平成30（2018）年3月に策定した「第3次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（with）プラン～」の後継プランと位置づけるものです。

【「男女共同参画社会基本法」第14条第3項】

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- ② このプランは、第3次プランに引き続き、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

【「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項】

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- ③ このプランは、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく、市町村推進計画として位置づけます。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項】

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ④ このプランは、本市の行政運営の総合的な指針となる「第3次朝来市総合計画」と調整を図りながら、また、地域福祉計画や子ども、高齢者、障害者の計画等他の分野別計画等との整合性に留意すると共に、国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2（2020）年12月策定）及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」（令和3（2021）年3月策定）を踏まえています。

- ⑤ このプランは、男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき方向性を示すと共に、市民や各種団体、企業等が、それぞれの役割を自覚し、行動するための指針となるものです。

## 4 プランの期間

このプランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

また、社会情勢や福祉制度等の変化への対応や他プランとの整合を図るため、プラン期間中であっても、随時必要な見直しを行います。

## 5 プランの策定体制

### （1）男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本プランの策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、市民意識調査及び事業者アンケート調査を実施しました。

市民意識調査及び事業者アンケート調査の実施概要

	人権についての 市民意識調査	女性の活躍推進に関する市 民意識調査	男女共同参画に関する 事業者アンケート
調査対象	20歳以上の市民 2,000人 を無作為に抽出	18歳以上の市民から 男女1,000人ずつを 無作為に抽出	市内に所在し、従業員が5 人以上の事業所 321社（本 社や支社などが他の地域に 所在する事業者を含む）
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収	電子メール及び郵送によ る配布、回収
調査期間	令和2年12月	令和3年12月	令和4年2月
調査結果	配布数 ● 配布数 2,000件 ● 有効回収数 682件 ● 有効回収率 34.1%	配布数 ● 配布数 2,000件 ● 有効回収数 690件 ● 有効回収率 34.5%	配布数 ● 配布数 321件 ● 有効回収数 145件 ● 有効回収率 45.2%

### （2）朝来市男女共同参画プラン検討委員会における審議

本プランの策定にあたっては、学識経験者や民間団体、関係行政機関の代表者、公募委員で構成する「朝来市男女共同参画プラン検討委員会」において、必要な事項について審議を行い、本プランを策定します。

### （3）パブリックコメント

令和5（2023）年2月3日～3月4日の期間、市ホームページ及び人権推進課、各支所の窓口においてプラン素案を公表し、市民から広く意見を募りました。

## 6 前期計画の取組状況

### (1) 評価方法

朝来市では、「第3次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ(with)プラン～」について、毎年度、進捗状況について担当課からの自己評価の結果をまとめています。また、その結果について「朝来市男女共同参画推進会議」において報告、協議し、「進捗状況に対する評価意見書」としてまとめています。

本資料は、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度までの進捗状況評価結果に基づき、計画の基本目標及び基本課題ごとに、進捗度評価や課題を整理しました。

進捗度については、担当課による各施策・事業の0・1・2・3の4段階評価の結果を、それぞれ0を0点、1を1点、2を2点、3を3点とし、事業数で割って平均点を出して評価しました。

点数による評価は一つの目安であり、進捗度が高いからといって必ずしも有効な施策・事業とは言えない場合がありますが、どの分野において評価が低いかなどを目安にしながら、問題点や課題を検討し、次期計画策定にあたり、よりよい施策・事業になることをめざします。

現行計画の施策・事業についての基本目標別の進捗状況評価の結果は、以下のとおりです。

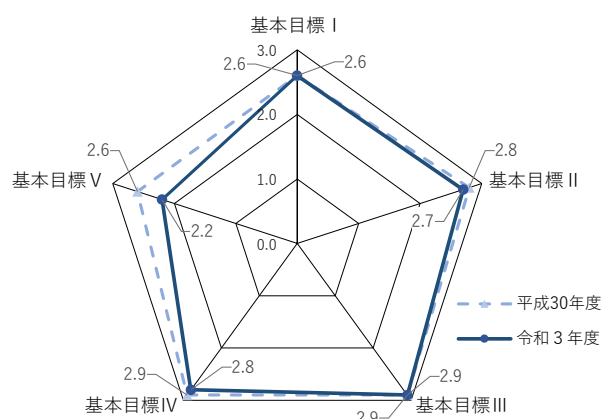
#### ■基本目標別評価結果(平均点数)の推移

基本目標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 共に暮らし、働きやすい環境づくり	2.6	2.6	2.5	2.6
II 共に支え合う地域づくり	2.8	2.8	2.8	2.7
III 共に健康で安心して生活できる社会づくり	2.9	2.9	2.9	2.9
IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	2.9	2.9	2.8	2.8
V 計画の総合的な推進	2.6	2.3	2.2	2.2
全体	2.77	2.76	2.7	2.71

※各施策・事業の評価で、3:3点、2:2点、1:1点、0:0点として、合計点を施策・事業数で割った平均点

基本目標別の評価では、平成30(2018)年度と令和3(2021)年度を比較すると、基本目標II、IV、Vの平均点が低下しています。

また、令和3(2021)年度でみると、最も平均点の高い分野は基本目標IIIで2.9点、次いで基本目標IVの2.8点、基本目標IIの2.7点、基本目標Iが2.6点と続いており、基本目標Vが2.2点と最も低くなっています。



## (2) 基本目標ごとの事業評価と課題

基本目標ごとの事業評価の結果と、朝来市男女共同参画推進会議による進捗状況に対する評価意見書にみる課題については、以下のとおりです。

基本目標	基本課題	令和3年度
基本目標Ⅰ	共に暮らし、働きやすい環境づくり	2.6
	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	2.6
	2 女性の能力発揮の促進と環境整備	2.6
	3 仕事と生活の調和の推進	2.9
評価意見書からの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な意見を受容し、まちづくりの幅を広げるため、審議会等での女性委員の登用を積極的に推進されたい。</li> <li>●女性の参画が少ない審議会等は、男性の中で女性が意見を発言しにくい傾向にあるため、女性が一定の割合となるよう委員の構成や選出方法を検討されたい。</li> <li>●男女が共に家庭生活と仕事との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れるようになるには、男性の育児休業の取得を含め、誰もが働きやすい環境づくりが必要である。令和4年度に改正育児・介護休業法が順次適用されていることから、市内事業所に改正内容を周知し、より一層、経営者の意識を醸成する施策を図られたい。</li> </ul>	

基本目標	基本課題	令和3年度
基本目標Ⅱ	共に支え合う地域づくり	2.7
	4 地域における男女共同参画の推進	2.5
	5 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	3.0
評価意見書からの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる世代で男女共同参画を推進するためには、性別役割分担意識を解消し、性別や立場を超えて多様な人材が活躍し、共に支え合う地域づくりが必要である。</li> <li>●生命に関わる災害時に女性からの意見が取り入れられるよう、防災に関する会議や研修会に女性の参画を増やし、女性の視点を取り入れた備蓄及び避難所設営ができる地域防災体制を推進されたい。</li> <li>●また、地域の防災体制の強化のため、自主防災リーダー育成補助金制度を更に広報し、より多くの防災リーダーの育成に努められたい。</li> </ul>	

基本目標	基本課題	令和3年度
基本目標Ⅲ	共に健康で安心して生活できる社会づくり	2.9
	6 あらゆる暴力の防止	2.9
	7 生涯にわたる健康づくり支援	2.9
	8 支援を必要とする人の福祉の充実	2.8
評価意見書からの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●何年も続くコロナ禍や物価高騰等により生活への不安の割合が増えている社会情勢となっている。引き続き、各相談窓口や体制を充実すると共に、その周知を図り、関係機関とのつながりを更に強化し、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進されたい。また、ゲートキーパー養成講座については、関係者のみならず、広く市民を対象として実施されたい。</li> </ul>	

基本目標	基本課題	令和3年度
基本目標Ⅳ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	2.8
	9 あらゆる人の人権尊重と共同参画の意識づくり	3.0
	10 男女共同参画の教育・学習の充実	2.8
評価意見書からの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生、地域住民等のあらゆる世代に男女共同参画の意識が浸透するよう区長会、地域自治協議会、PTA等の各種団体並びに市内事業所、商工会等と連携して啓発し、意識の醸成を図りたい。</li> <li>●性別にとらわれず、それぞれが一人の人間として能力を発揮できる社会をつくること、今後の少子高齢化社会には必要である。次代を担う世代には丁寧なジェンダー教育を継続し、就学期間を終えた世代には多様な学習機会の提供により男女共同参画社会実現に向けた意識づくりを推進されたい。</li> <li>●学習機会の提供及び事業の啓発には、必要な情報が必要な人に届く広報となるよう SNS やネット広告等を活用する等、従来の広告媒体にとどまらない手法を検討されたい。</li> </ul>	

基本目標	基本課題	令和3年度
基本目標Ⅳ	計画の総合的な推進	2.2
	11 市の率先した男女共同参画の推進	2.3
	12 市民との協働による推進の強化	2.2
評価意見書からの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間企業の手本となるよう市が率先して男性の育児休暇等を取得できる環境づくりに努め、希望者全員が育児休暇を取得できる取組を実践されたい。</li> <li>●各事業の目標値を設定するなど成果及び評価をできるだけ明確にし、特に力を入れた点等を記載するなど単年度毎の取組を誰が見ても分かりやすい記載方法を工夫されたい。</li> </ul>	

### (3) 数値目標の達成状況

現行計画の数値目標の令和3（2021）年（項目により令和2年）時点の状況は、以下のとおりです。

指標名	前計画策定時 (平成28年)	現状 (令和3年)	目標 (令和4年)
基本目標Ⅰ 共に暮らし、働きやすい環境づくり			
1 審議会等の委員会の女性の割合を高める	22.6%	25.6%	30%
2 市の管理職に占める女性の割合を高める	30.9%	27.8%	30%以上
3 地域自治協議会に占める女性役員の割合を高める	6.6%	7.7%	12%以上
4 職場における男女の地位の平等感で「平等」と思う人を増やす	22.3%	29.2% (令和2年)	30%
5 女性のチャレンジ相談の回数を増やす	2回	2回	3回
6 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について「言葉も内容も知っている」人を増やす	22.5%	29.6%	30%



指標名	前計画 策定時 (平成28年)	現 状 (令和3年)	目 標 (令和4年)
<b>基本目標Ⅱ 共に支え合う地域づくり</b>			
7 男女共同参画にかかる市民団体数を増やす	8 団体	8 団体	10 団体
8 地域活動での男女の協力状況について、「それぞれの持ち分を分担し、協力しあっている」割合を高める	56.0%	54.8% (令和2年)	60%
9 認知症サポーター養成講座の受講人数を増やす	13 回 337 人	13 回 182 人	15 回 400 人
10 朝来安心見守りネットワーク事業登録事業所数を増やす	92 事業所	96 事業所	130 事業所
<b>基本目標Ⅲ 共に健康で安心して生活できる社会づくり</b>			
11 DVの認知度を高める	71.1%	72.2%	80.0%
12 デートDVの認知度を高める	32.5%	30.1%	50.0%
13 DVの相談経験「どこにも相談しなかった」割合を減らす	48.1% (平成27年)	35.0% (令和2年)	20.0%
14 こんにちは赤ちゃん事業実施率を高める	95.9%	86.4%	100.0%
15 乳幼児健康診査の受診率 ①3か月児健康診査 ②8か月児健康診査 ③1歳6か月児健康診査 ④3歳児健康診査	99.3% ①100% ②98.6% ③99.5% ④99.1%	99.6% ①100% ②99.4% ③99.4% ④99.5%	各100%
16 がん検診受診率 ①乳がん検診 ②子宮がん検診	①24.0% ②18.2%	①30.0% ②21.2%	各50%以上
17 健康教育参加人数・健康相談利用人数・訪問指導人数を増やす	4,214 人	2,113 人	4,250 人
18 ゲートキーパー養成講座等受講人数を増やす	4 回 112 人	58 人	200 人
19 健康づくりポイント事業の寄附交換申請者数（申請者割合を高める）	42.0%	881 人	58%
20 ひとり親家庭等就労支援件数を増やす	19 件	28 件	25 件
<b>基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</b>			
21 「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担意識に対して「そうは思わない」人を増やす	53.3%	67.9%	60.0%
22 地区巡回学習会、人権講演会の参加人数を増やす	1,292 人	506 人	1,500 人
23 教育の場における男女の地位の平等において、「平等である」割合を高める	56.9%	59.1% (令和2年)	70.0%
<b>基本目標Ⅴ 計画の総合的な推進</b>			
24 男性市職員の育児休業・部分休業取得者数を増やす	0 人	0 人 (令和2年:1人)	増加
25 市職員の年休の平均取得日数を増やす	8.7 日	10.6 日	10 日以上
26 男女共同参画の視点を取り入れた職員研修を増やす	1 回	1 回	年1回以上

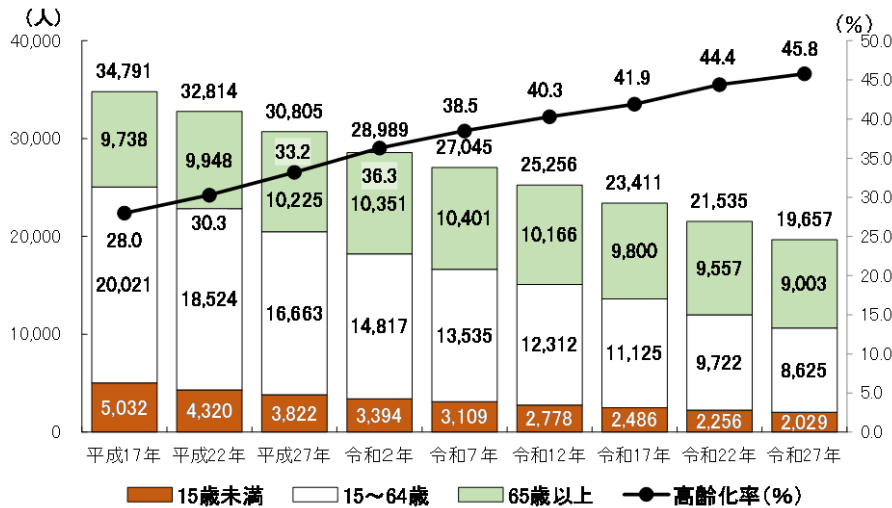
## 第2章 朝来市の現状

### 1 人口と世帯の推移

本市の人口の推移及び推計をみると、15歳未満人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は平成17（2005）年以降減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くことが予想されています。また、高齢者人口も令和7（2025）年をピークに減少に転じることが見込まれています。

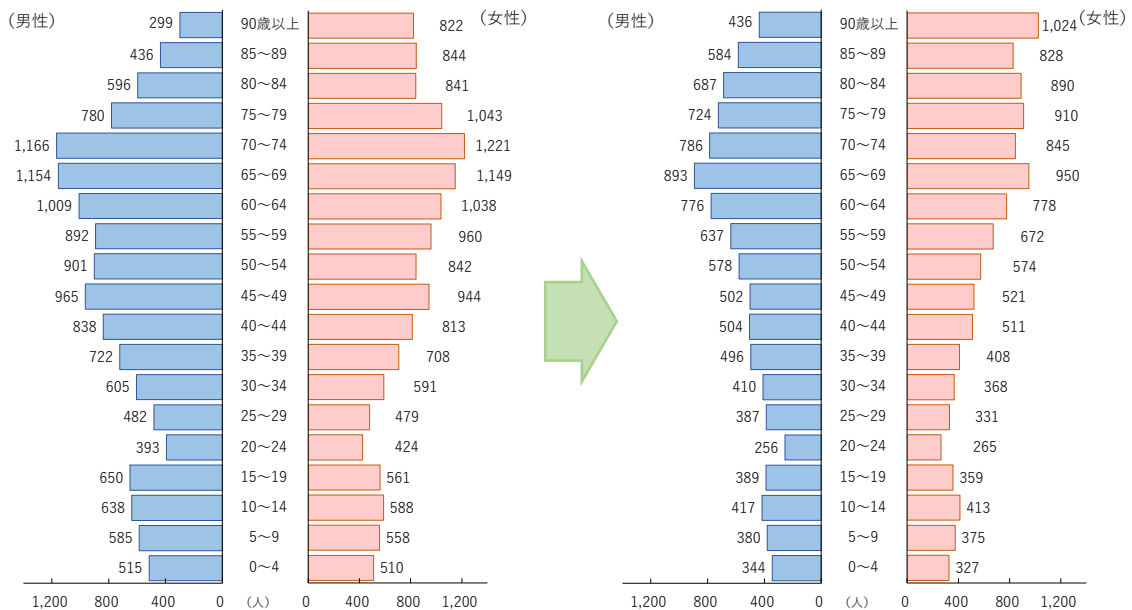
年齢階層別に人口をみると、令和2（2020）年では男女共に65～69歳、70～74歳の人口が多くなっています。また、女性の80歳以上の人口が男性に比べて多くなっており、令和22（2040）年にはその傾向がより顕著になっています。

図表1 年齢3区分別人口の推移及び推計



資料：令和2年まで国勢調査、令和7年以降令和22年は国立社会保障・人口問題研究所データ

図表2 人口ピラミッド（令和2年、令和22年）



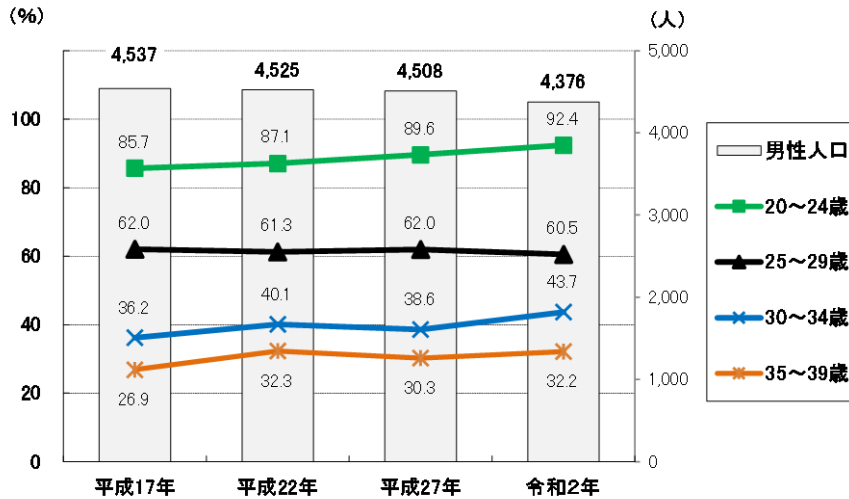
資料：令和2年は国勢調査、令和22年は国立社会保障・人口問題研究所データ



## 2 未婚率の推移

本市の未婚率をみると、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて男性の25～29歳を除く全ての年齢階層で上昇しています。特に、女性の20～24歳、30～34歳、35～39歳の上昇率が高くなっています。

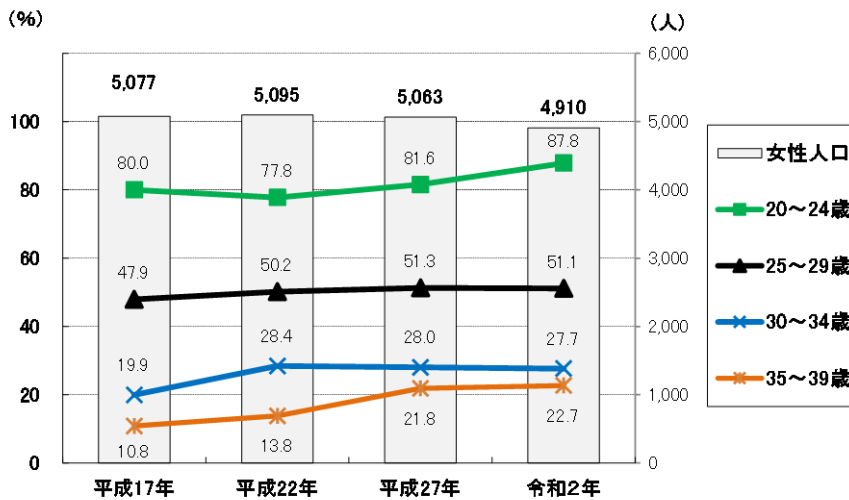
図表3 未婚者数の推移（男性）



資料：国勢調査

各年10月1日現在

図表4 未婚者数の推移（女性）



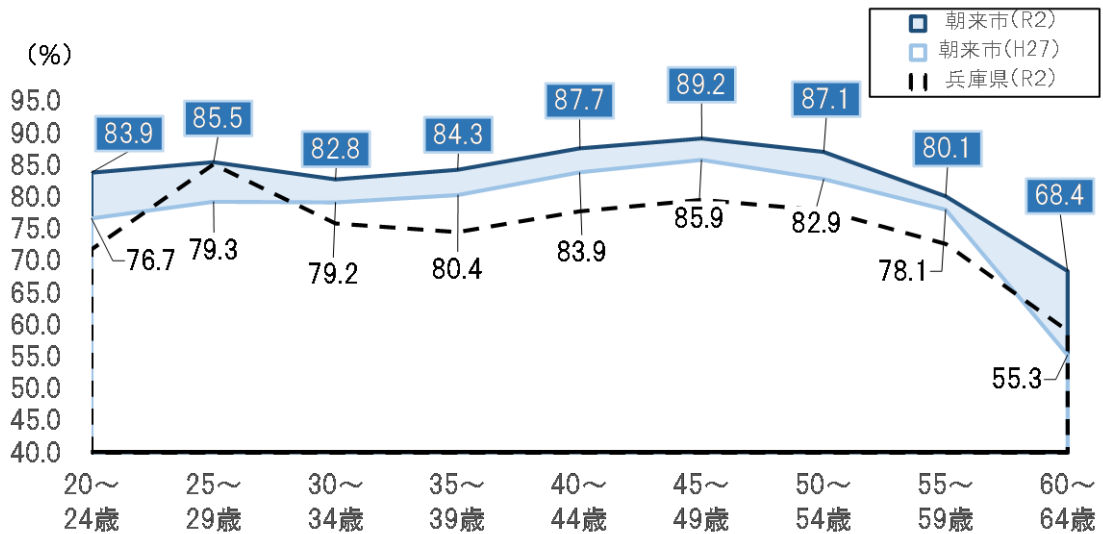
資料：国勢調査

各年10月1日現在

### 3 就労の状況

本市における女性の労働力率をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、30～34歳より25～29歳の労働力率が大きく上昇したことから、結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだす、いわゆる「M字カーブ」の傾向に若干戻ったことがみてとれます。なお、生産年齢人口のうち、20歳以上の各年齢階層における女性の労働力率は、各年齢層で兵庫県の平均を上回っています。

図表5 女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

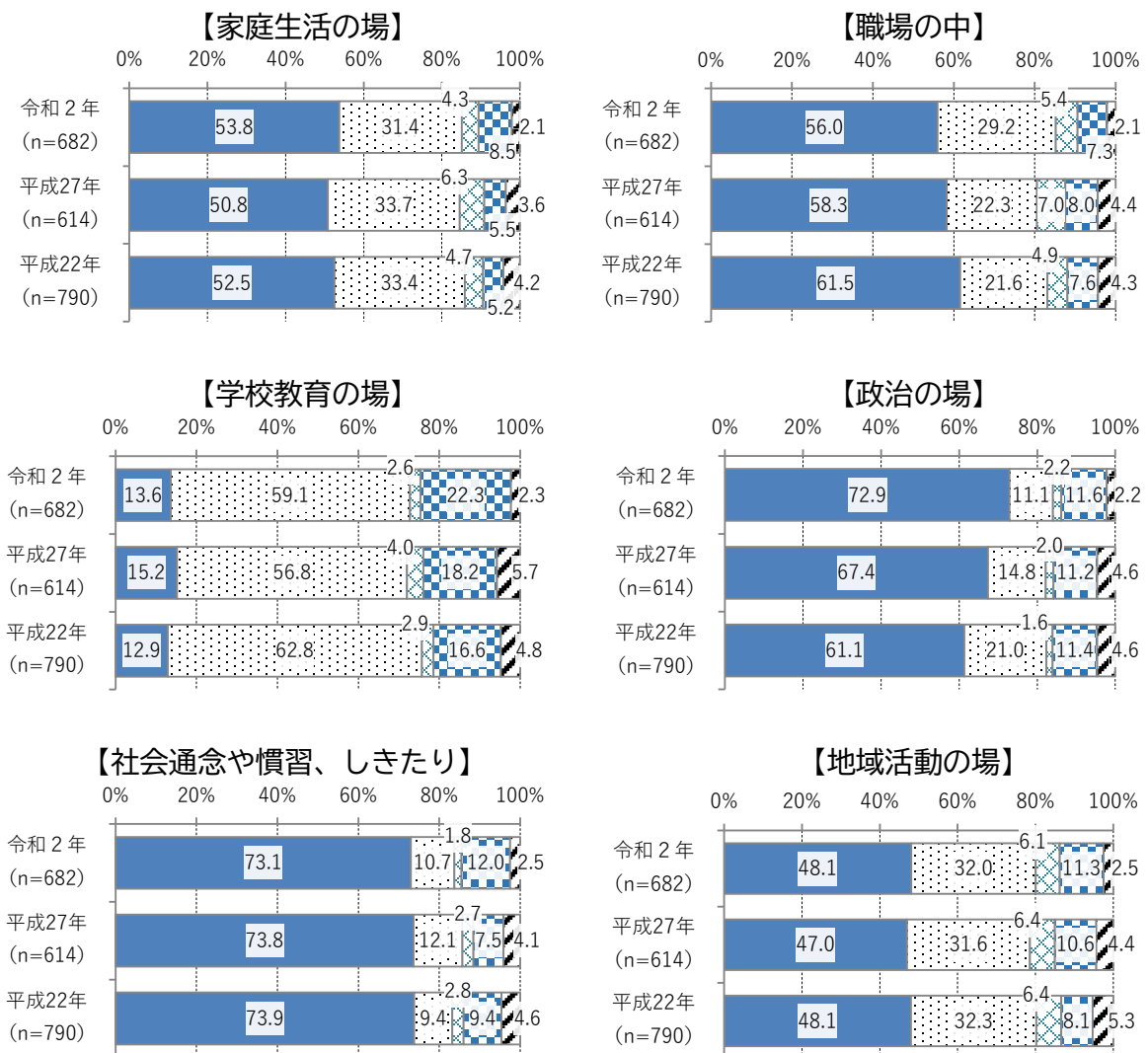
各年10月1日現在

## 4 市民意識の動向

令和2（2020）年12月実施の「朝来市人権についての市民意識調査」及び令和3（2021）年12月実施の「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」、令和3（2021）年2月実施の「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」を中心に、過去の調査との比較を含めて男女共同参画に関連する市民意識の動向をみます。

- 各分野の男女の平等感は、特に「社会通念や慣習、しきたり」「政治の場」の分野で依然として「男性の方が優遇」が高くなっています。また、「家庭生活の場」は、前回調査と比べて「男性の方が優遇」が高くなっています。一方、「職場」では、「男性の方が優遇」が低下し、「平等」が高くなっています。

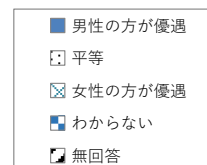
図表6 男女の地位の平等感



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」

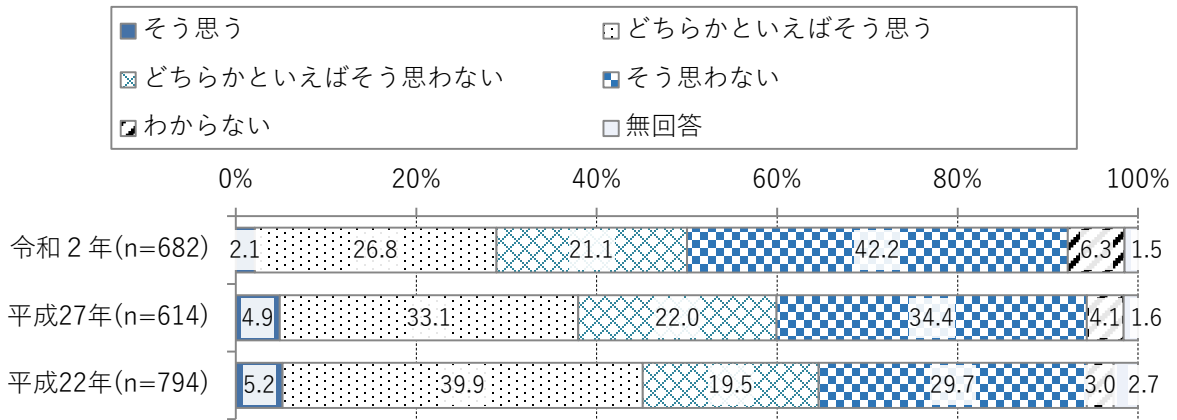
(令和2年度、平成27年度、平成22年度)

注)「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせて「男性の方が優遇」とし、女性も同様に集約して表示しています。



●「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識については、賛成する人が低下傾向にあり、令和2（2020）年調査では約6割が反対と回答しています。

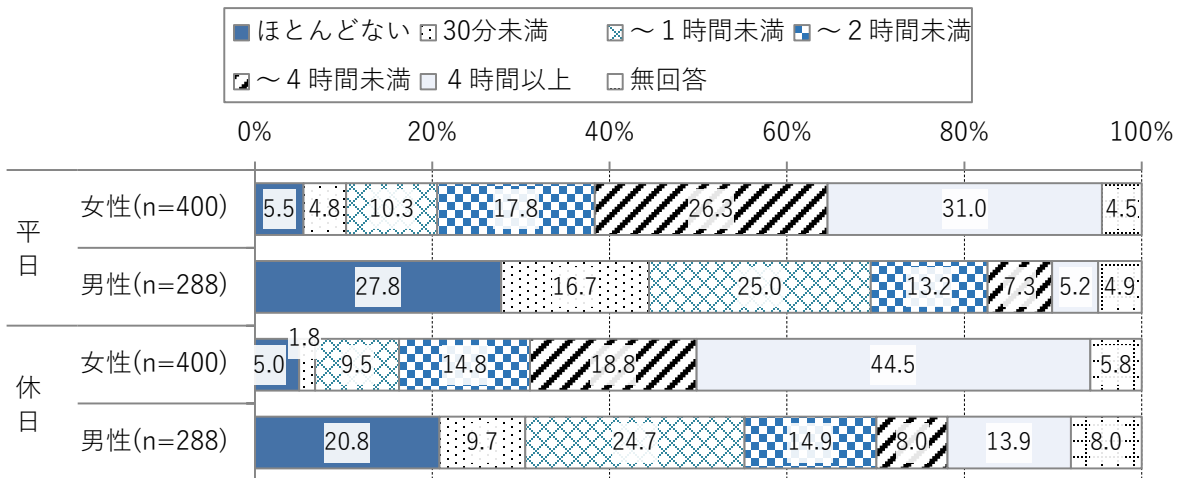
図表7 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度、平成27年度、平成22年度）

●家事、育児、介護にたずさわる1日あたりの時間は、平日、休日共に男性より女性の方が長くなっており、意識の高揚ほど行動変容には至っていないことが見受けられます。

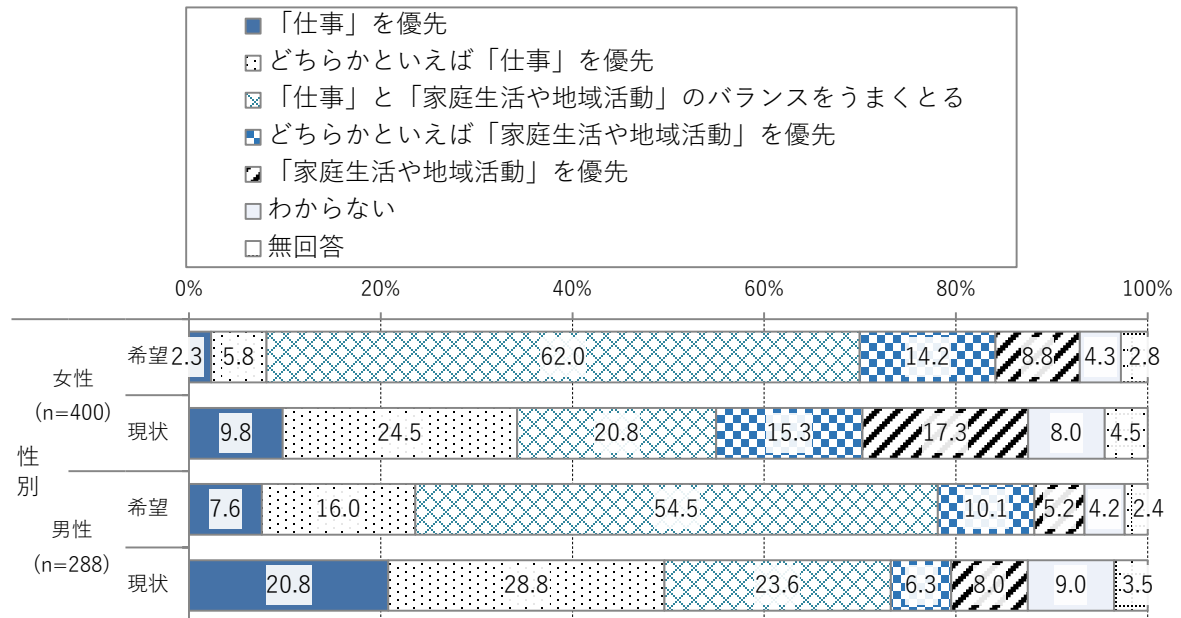
図表8 平日及び休日の家事、育児、介護にたずさわる1日あたりの時間



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年度）

- 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について、希望は男女共に「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとる」が最も多くなっていますが、現状は「どちらかといえば「仕事」を優先」と回答している人が最も多く、現状と希望に差がみられます。

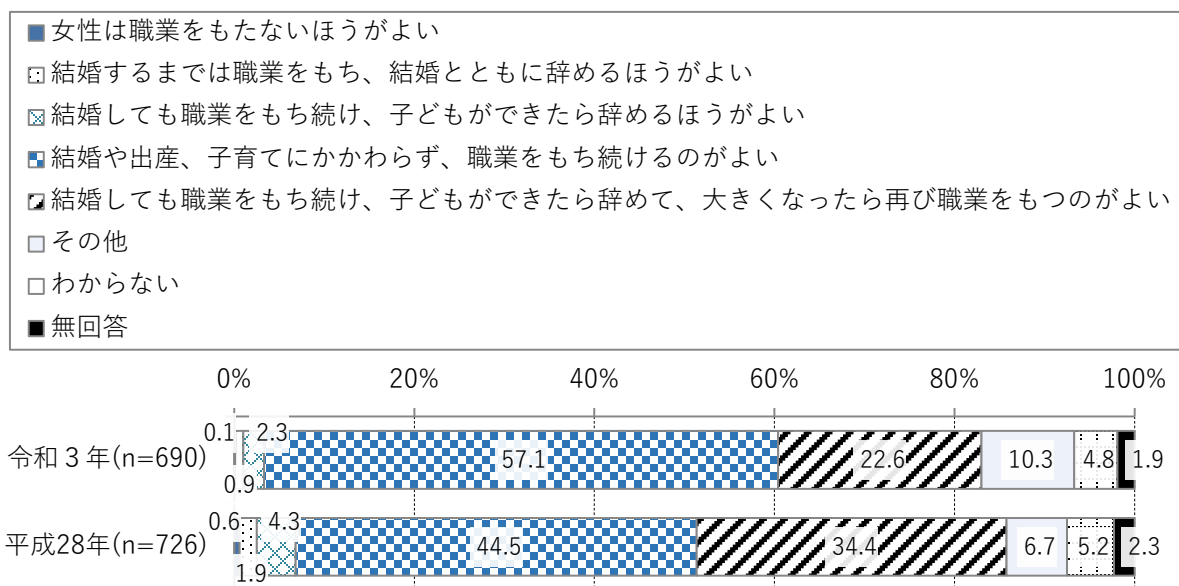
図表9 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度についての希望と現状



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年度）

- 女性が職業をもつことについての考え方について、「結婚や出産、子育てにかかわらず、職業をもち続けるのがよい」と回答した人が最も多く、平成28（2016）年調査よりその割合は高くなっており、女性が仕事をもち続けることに肯定的な考えが浸透していることがうかがえます。

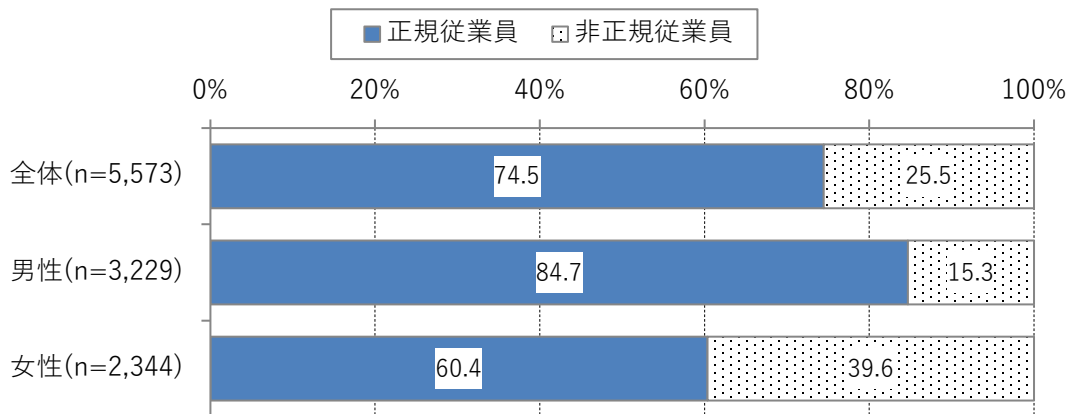
図表10 女性が職業をもつことについての考え方



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年度、平成28年度）

●男女の雇用形態をみると、男性の8割以上が正規雇用されている一方、女性は約6割にとどまっています。

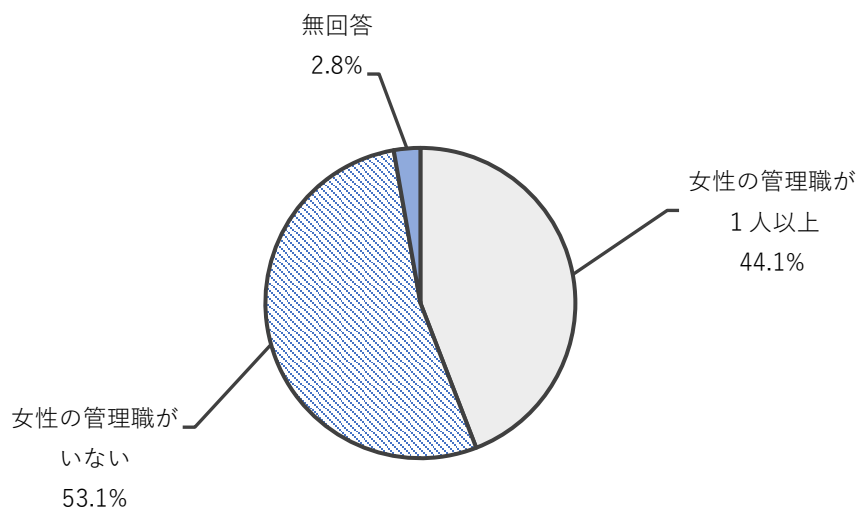
図表 11 雇用形態



資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）

●アンケート調査に回答した事業者の内、女性を管理職に登用している企業は44.1%と半数に満たない結果となっています。

図表 12 管理職への登用状況

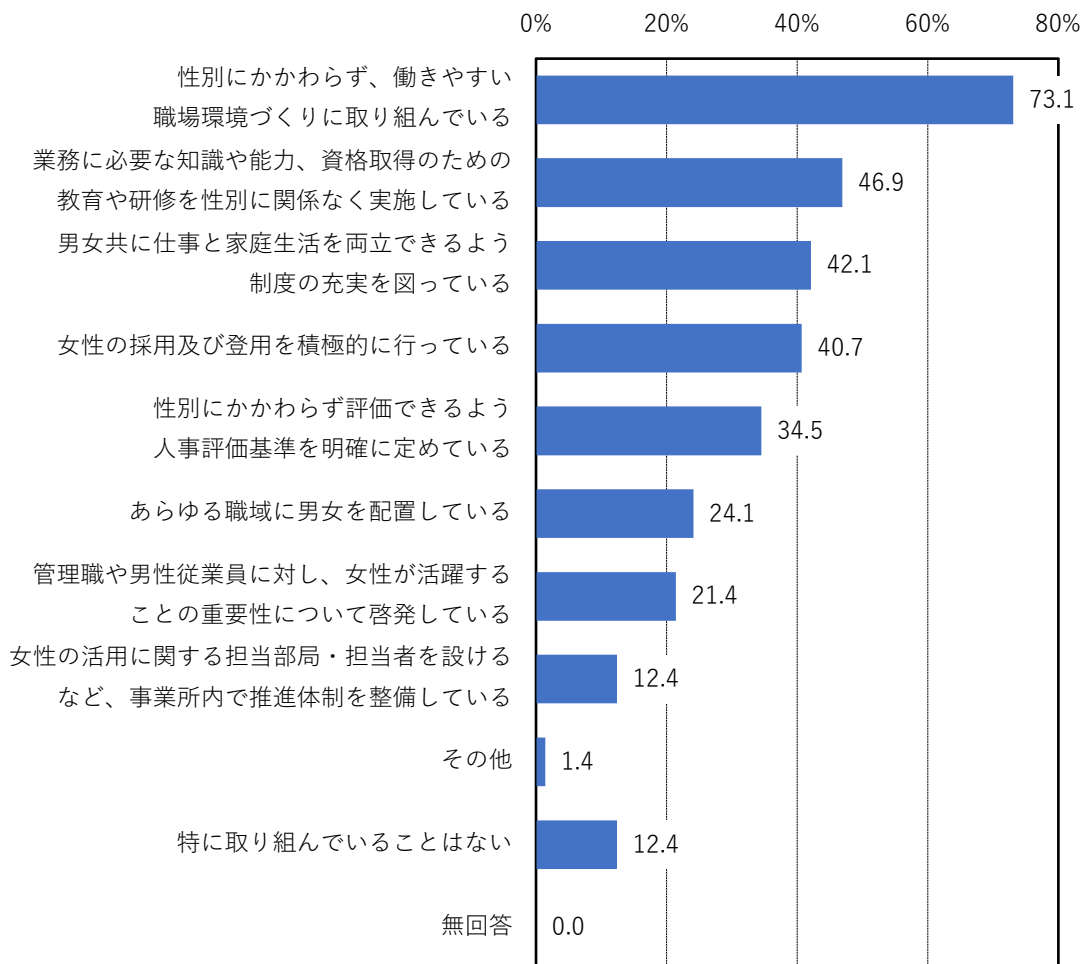


(n=145)

資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）

●女性従業員を積極的に登用するための取組みについて、「特に取り組んでいることはない」と回答した事業者は12.4%となっており、約9割の事業者が何らかの取組みを行っていると回答しています。その内容として、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」と回答した事業所が最も多く、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」、「男女共に仕事と家庭生活を両立できるよう制度の充実を図っている」と続いています。

図表 13 事業所が女性従業員を積極的に登用するための取組



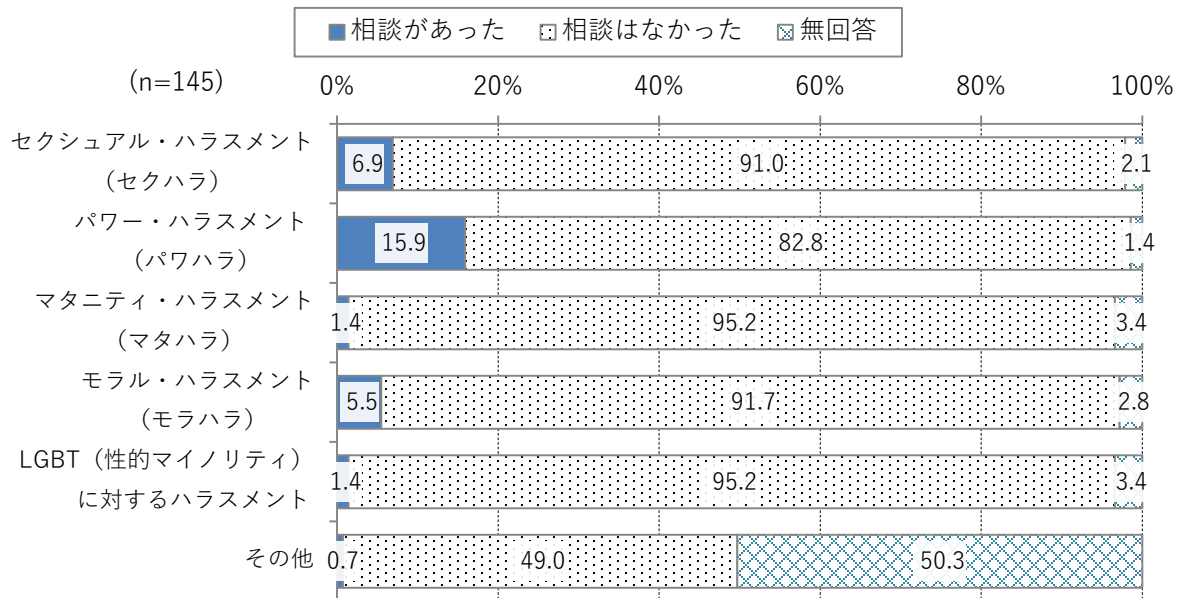
(n=145)

資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）



●事業者相談のあったハラスメントは、「パワー・ハラスメント」が最も多く、次いで「セクシュアル・ハラスメント」、「モラル・ハラスメント」と続いています。また、少数ではありますが、「マタニティ・ハラスメント」や「LGBT（性的マイノリティ）に対するハラスメント」について相談を受けた事業者もありました。

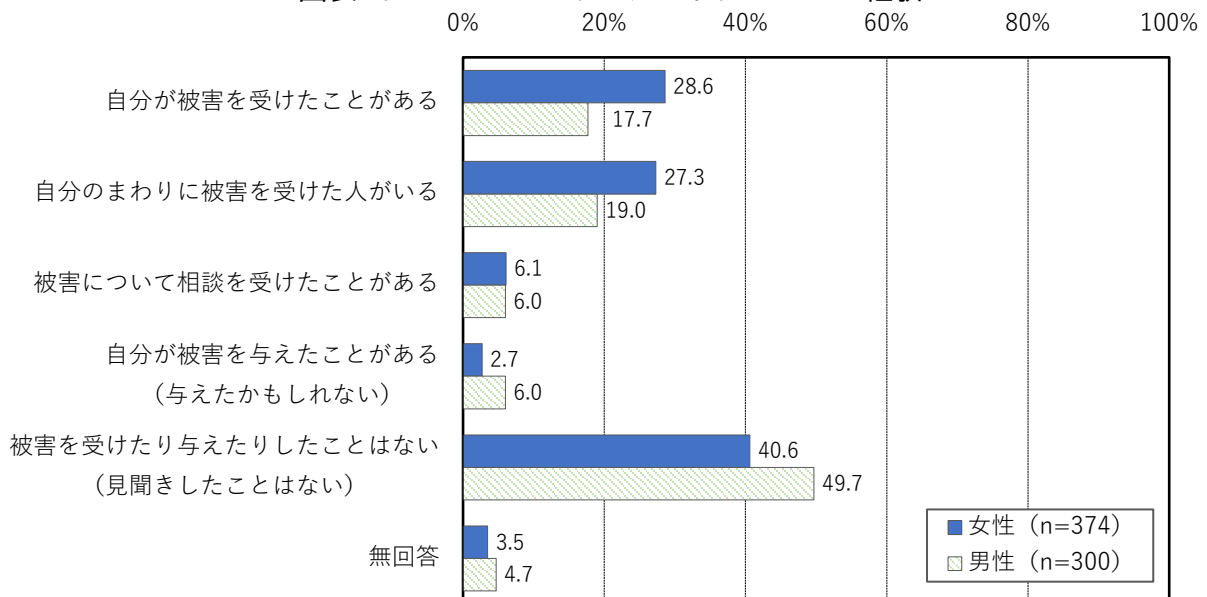
図表 14 最近3年間の各種ハラスメントの相談の有無



資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）

●パワー・ハラスメントについて、「自分が被害を受けたことがある」もしくは「自分のまわりに被害を受けた人がある」と回答した割合は、男性よりも女性が高い傾向があります。その一方で、「被害を受けたり与えたりしたことはない」の割合は女性よりも男性が高く、これは、男性と女性でパワー・ハラスメントに対する感じ方が違うことを示唆しています。

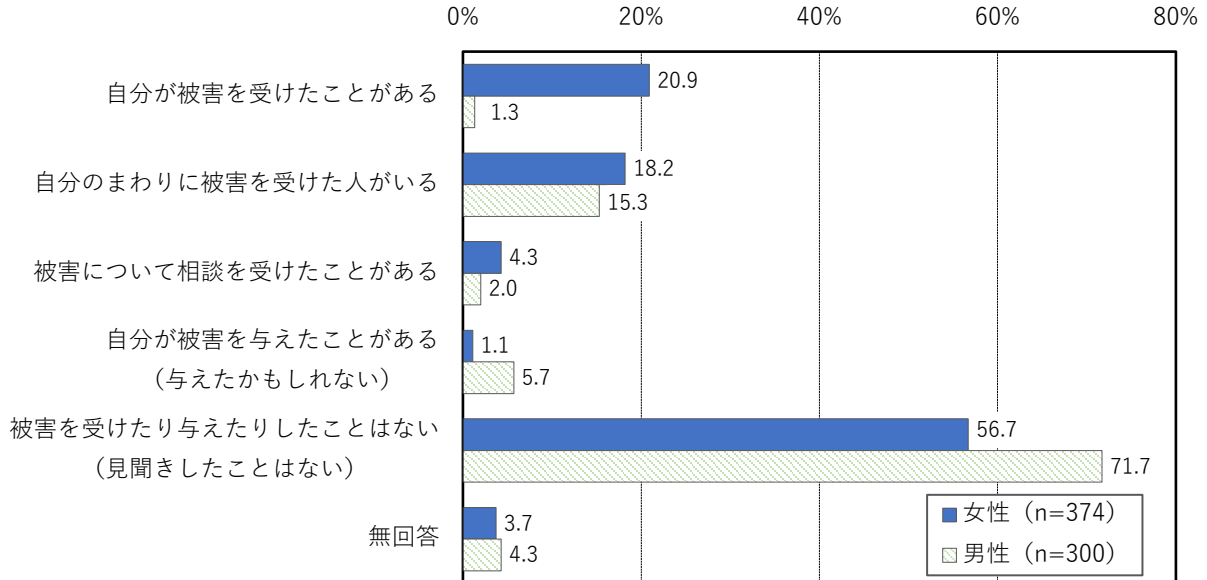
図表 15 パワー・ハラスメントについての経験



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度）

●セクシュアル・ハラスメントについて、「自分が被害を受けたことがある」と回答した割合は、女性が20.9%となっており、男性（1.3%）に比べて圧倒的に高くなっています。一方、男性の「自分が被害を与えたことがある」の割合は5.7%にとどまっており、男性がセクシュアル・ハラスメントを正しく認識できていない恐れがあります。

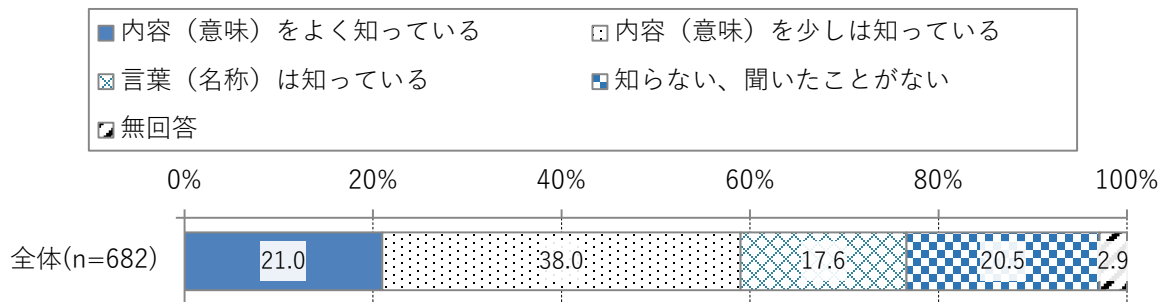
図表 16 セクシュアル・ハラスメントについての経験



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度）

●LGBT (Q+) の認知度及び理解度について、約4割の人が「内容（意味）を少しは知っている」と回答しており最も多くなっています。一方、約2割の人が、「知らない、聞いたことがない」と回答しており、LGBT (Q+) の人々が生きづらさを感じないように、理解促進に努める必要があります。

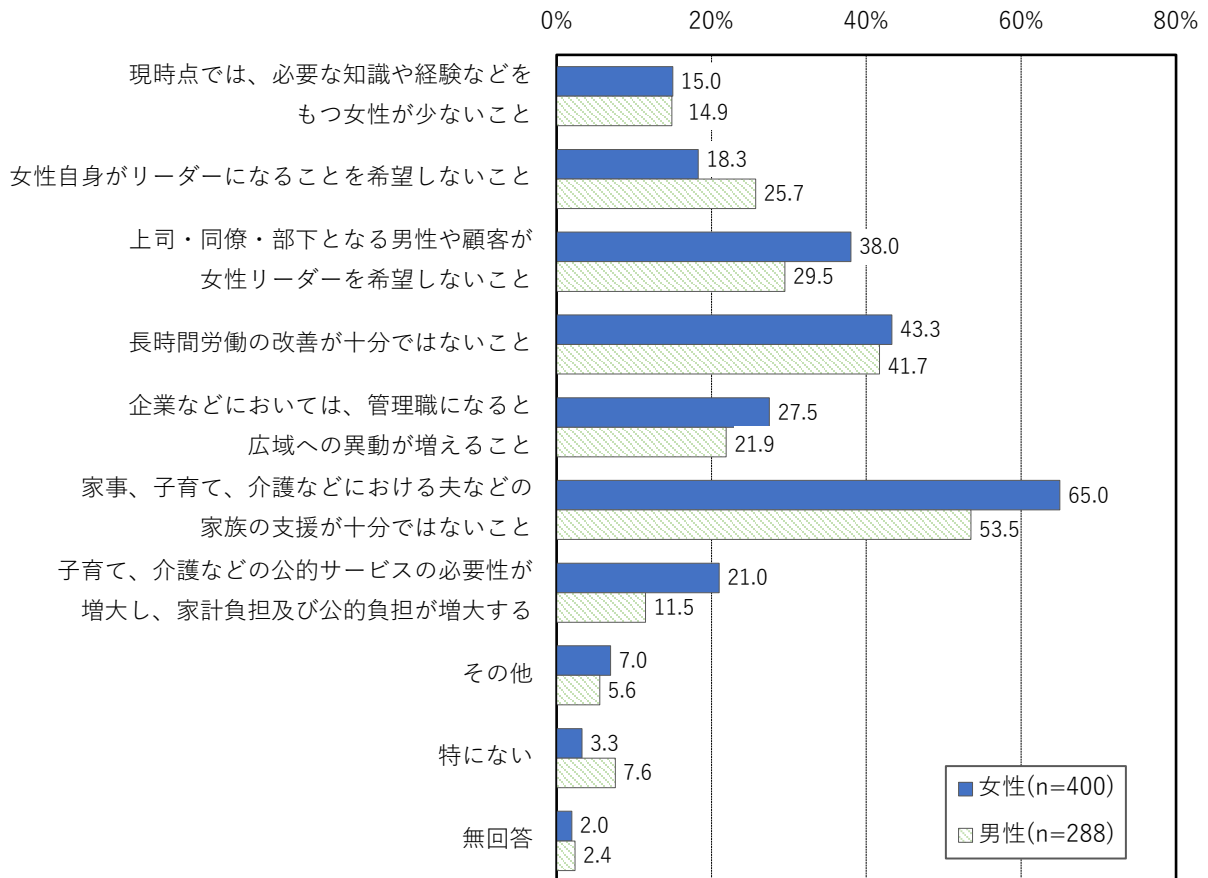
図表 17 LGBT (Q+) 【性的マイノリティ】の認知度及び理解度



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度）

●女性のリーダーを政治・経済・地域などの各分野で増やすときに障害となることについて、男女共に、1位は「家事、子育て、介護などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」2位は「長時間労働の改善が十分ではないこと」、3位は「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」となっています。しかし順位は同じであるものの、「家事、子育て、介護などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」や「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」は男女間の割合に大きな差がみられます。また、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」については、女性に比べて男性の方が多くなっています。

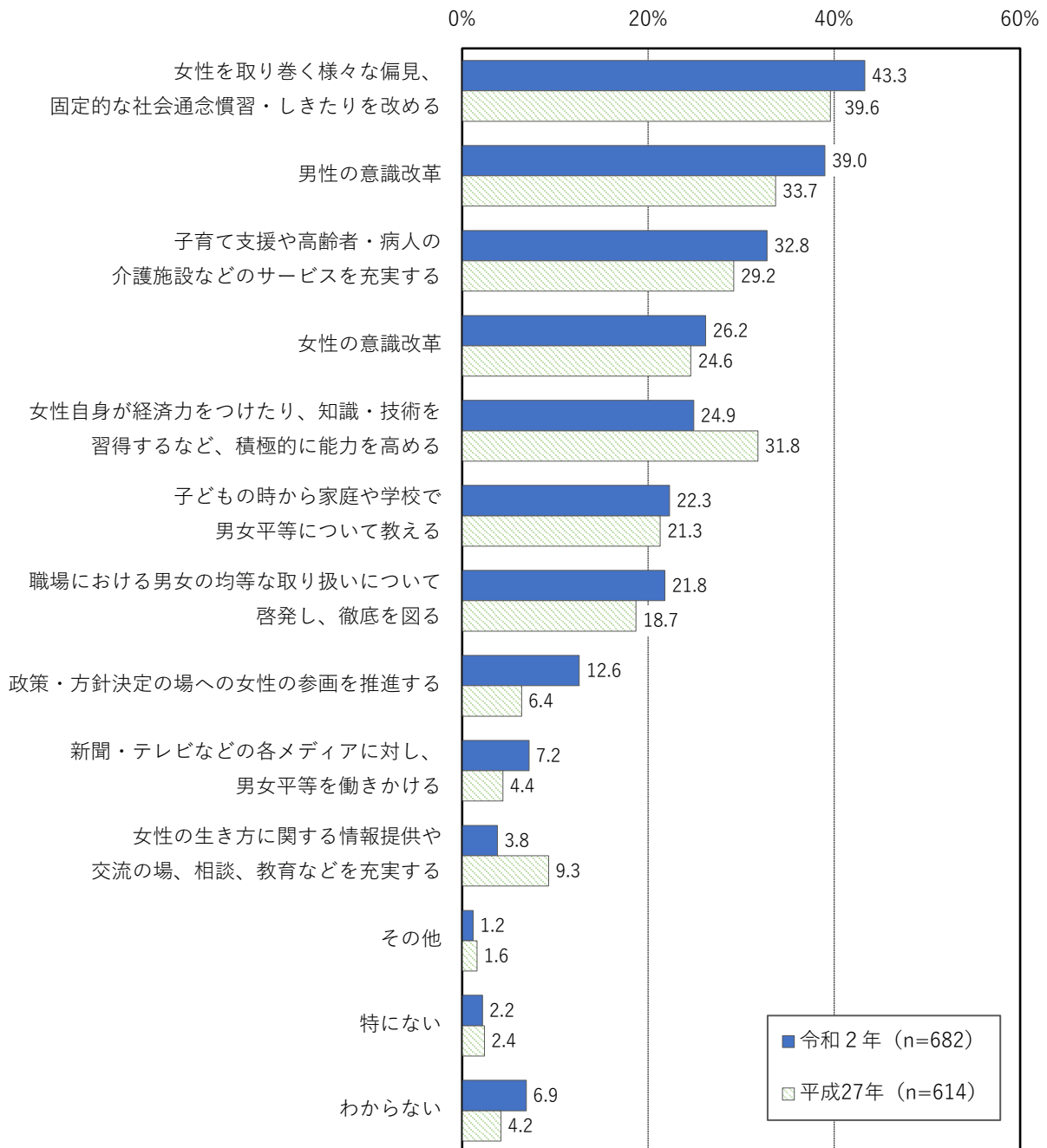
図表 18 政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となること



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年度）

●あらゆる分野で男女がさらに対等な社会となるために重要なこととして、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念慣習・しきたりを改める」が最も多く、次いで「男性の意識改革」、「子育て支援や高齢者・病人の介護施設などのサービスを充実する」と続いています。また、上位の3つは、前回調査よりも割合が高くなっていることから、市民の要望が高まっていると考えられるため、男女共同参画社会の実現に向けて重点的に取組みを推進する必要があります。

図表 19 あらゆる分野で男女がさらに対等な社会となるために重要なこと



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度、平成27年度）

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの基本理念

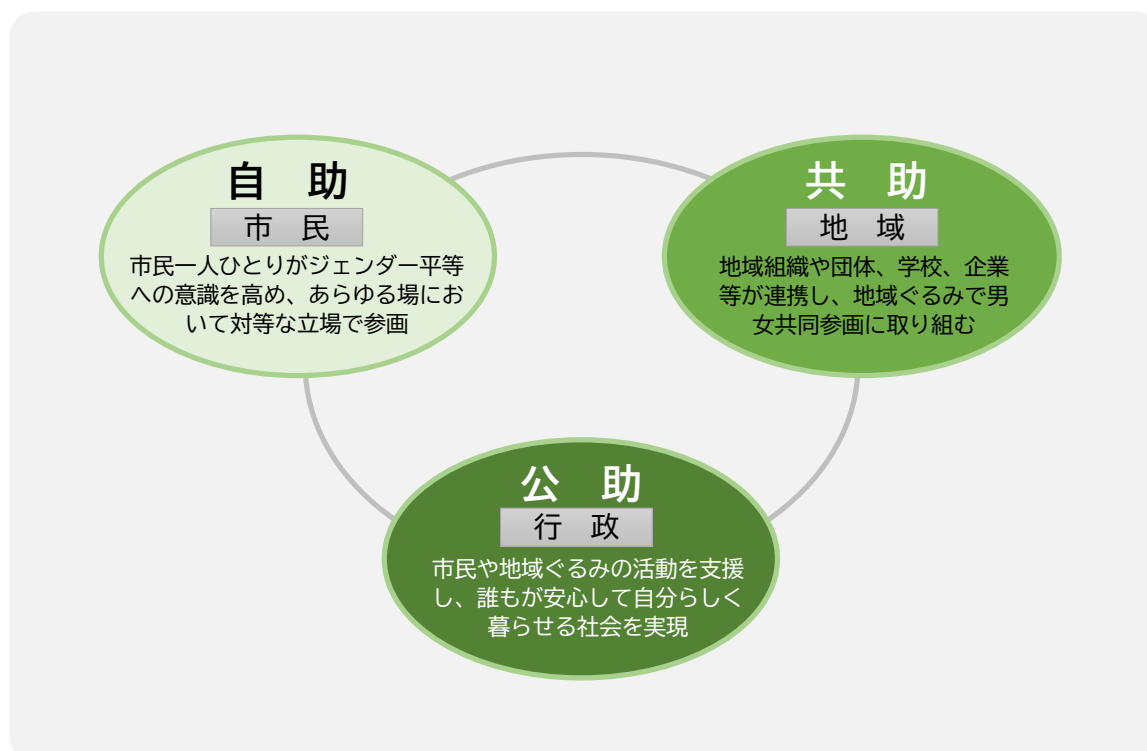
平成 30（2018）年 3 月に策定した、「第 3 次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」では、基本理念「一人ひとりが思いやりを持って、お互いを認め合うまちづくりをめざそう」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、アンケート調査では男女共同参画の意識の高揚はみられるものの、依然として各分野における男女の地位の不平等感は根強く残っており、女性が主体的な意思決定の下、社会参加ができていない状況が見られます。

そうしたことから、「第 4 次朝来市男女共同参画プラン～ウィズ（With）プラン～」では、新たに「誰もがお互いを認め合い、自らの意思によって自分らしく生活できるまちづくりをめざす」を基本理念とし、これまでの取組を継続しつつ、新たな課題に対応するための取組も織り交ぜながら、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 《 基本理念 》

**誰もがお互いを認め合い、自らの意思によって  
自分らしく生活できるまちづくりをめざす**



## 2 プランの基本目標

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダー(生物学的な性別に対して、社会・文化的に後からつくられた性別)について正しく理解し、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

そのため、市民一人ひとりが自分の中にある、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)や固定的な性別役割分担意識に気づき、払拭することが必要であり、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発、教育を行います。

### 基本目標2 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるために、女性が活躍できるよう環境の整備を推進すると共に、女性自身がさらに力量を高めていく(エンパワーメント)ための支援を行います。

また、働く男女が家庭と職業生活を両立し、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、男女共に育児休業の取得や長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

### 基本目標3 共に支え合う家庭や地域づくり

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が共に広く地域や社会の活動に参加していくと共に、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

おたがいさまと我が事のできる精神で、思いやりと支え合いのある地域をつくるため、子どもや高齢者の見守り、支援などの担い手として、男女の参画を進めると共に、地域団体、ボランティアグループ等と連携し、地域ぐるみの家庭支援体制づくりを進めます。

また、女性のニーズを反映した地域の防災・減災・災害復興対策の取組を支援します。

### 基本目標4 共に健康で安心して生活できる社会づくり

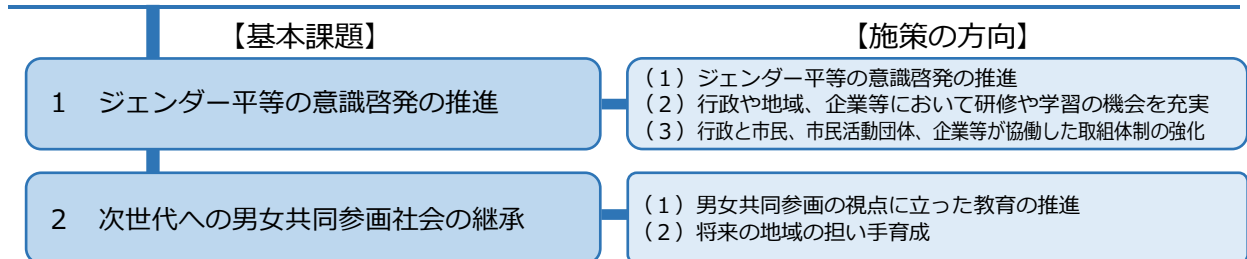
誰もが安心して暮らせる環境を形成するには、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。

そのため、男女それぞれが健康上の問題に関する性差について正しく理解するための啓発を行うと共に、高齢者や障害者、外国人等の様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援を行います。

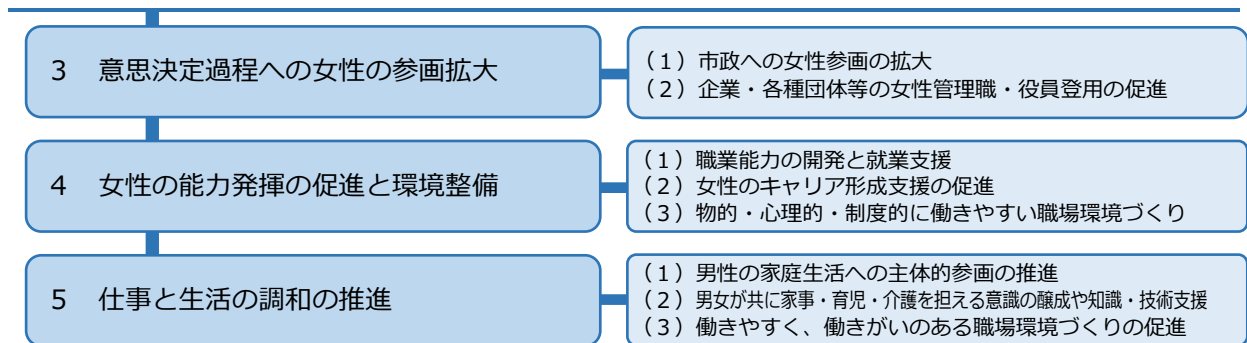
### 3 施策体系

基本理念の実現をめざし、具体的な施策・事業を展開するための施策の体系を、次のように設定します。

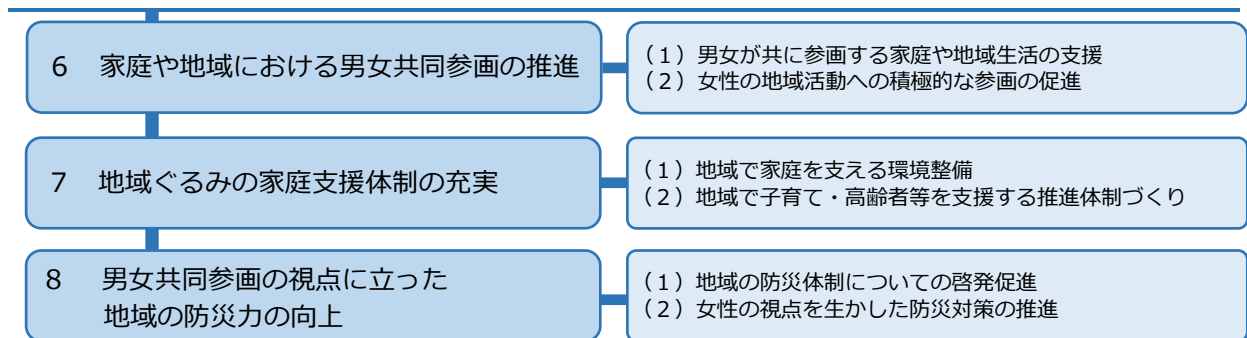
#### [基本目標 1] 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



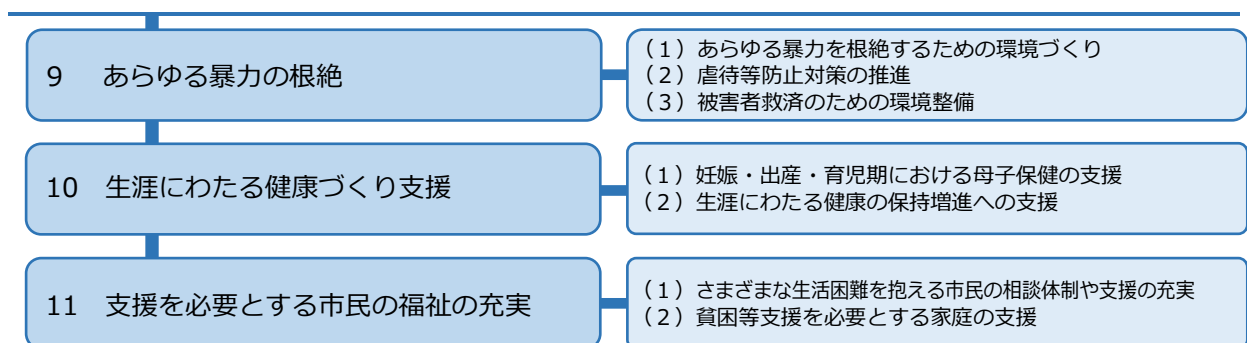
#### [基本目標 2] あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり



#### [基本目標 3] 共に支え合う家庭や地域づくり



#### [基本目標 4] 共に健康で安心して生活できる社会づくり





## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 基本課題1 ジェンダー平等の意識啓発の推進

##### 【現状と課題】

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダーについて正しく理解し、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

しかし、朝来市人権についての市民意識調査では、男女の地位の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が「平等である」の割合を多くの分野で上回っており、依然として男女の不平等感が解消されていないことがわかります（図表6参照）。

また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が全体の28.9%となっており、調査を重ねるにつれて男女共同参画の意識の高まりは見られるものの、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がうかがえます（図表7参照）。こういったことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっており、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、払拭することが重要です。そのためには、家庭、職場、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすと共に、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を継続して行っていくことが重要です。

## 【施策の方向と内容】

### 施策の方向（１）ジェンダー平等の意識啓発の推進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①各種媒体による広報・啓発活動の充実	<p>社会のあらゆる分野で、ジェンダーや性別役割分担を前提としたさまざまな制度・慣行等の是正に向けて、多様な媒体を活用した啓発活動を実施し、男女共同参画の理解促進に向けた意識啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会等の開催</li> <li>●男女共同参画週間における啓発</li> <li>●広報紙、ケーブルテレビ、SNS等による啓発</li> </ul>	人権推進課

### 施策の方向（２）行政や地域、企業等において研修や学習の機会を充実

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①企業・団体・地域における男女共同参画意識の向上を図る研修等の充実	<p>男女平等意識の向上を図るため、企業や団体などを対象とした研修会を開催します。</p> <p>また、地域を対象とした男女共同参画の意識づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会、研修会、出前講座等の開催</li> </ul>	人権推進課 経済振興課
継続	②男女共同参画に関する学習機会の充実	<p>県立男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する講座やセミナー等の学習機会の提供の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て学習センター事業の充実（交流会・学習会の開催）</li> <li>●人権講演会の開催</li> <li>●世代別講座の開設</li> </ul>	人権推進課 こども育成課
継続	③市役所における男女が共に活躍する意識の向上を図る研修等の充実	<p>「朝来市特定事業主行動計画」に基づき、男女共同参画の意識醸成に取り組みます。</p> <p>また、市が率先してそのモデルを示すよう、男性職員の育児休業等の取得を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修の実施</li> <li>●特定事業主行動計画の推進</li> <li>●男性職員の育児休業、産後パパ育休（出産時育児休業）、配偶者の出産休暇の取得推進</li> </ul>	総務課 人権推進課

施策の方向（３）行政と市民、市民活動団体、企業等が協働した取組体制の強化

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①市民・市民活動団体・企業等との情報交換と連携の推進	市民・市民活動団体・企業等との情報交換の場を設置し、互いの連携を深め、プランの推進、男女共同参画の推進を図ります。 ●連携の強化とネットワークの構築	人権推進課 経済振興課
継続	②朝来市男女共同参画推進委員会の支援	プランの積極的な推進を図るため、市民からなる推進委員会を支援します。 ●推進委員会の活動支援	人権推進課
継続	③女性団体・グループ・NPO等の育成・支援	男女共同参画の視点に立って地域でさまざまな活動を推進することができるように、女性団体・グループ・NPO等の活動に関する支援や団体同士の連携交流を推進します。 ●女性団体等の活動支援とネットワークの構築	市民協働課 生涯学習課 人権推進課 農林振興課 経済振興課
継続	④男女共同参画センター（仮）の整備・運営	本市における男女共同参画推進の拠点となり、幅広い世代が集える市民広場や子育て広場等と併設した男女共同参画センターの設置について、検討します。	人権推進課

【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
1 「男は仕事、女は家庭」の性別役割分担意識に対して「そうは思わない」人を増やす	67.9%	80%
2 地区巡回学習会、人権講演会等の参加者数を増やす	506人	1,500人
3 男性市職員の育児休業取得者数	0人	30%
4 配偶者出産休暇・育児参加休暇を併せて5日以上取得する職員の取得率	67.0%	50%以上
5 男女が対等な社会になりつつあると感じる市民の割合を増やす	27.2%	50%

## 基本課題2 次世代への男女共同参画社会の継承

### 【現状と課題】

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方、あるいは地域社会にあるしきたりなどは、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。

本市では、これまでも子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。朝来市人権についての市民意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校では「平等である」とした割合が59.1%と最も高く、他の分野に比べると、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります（図表6参照）。しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高いため、ジェンダー平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後も一層の推進が求められます。また、家庭や地域における教育・学習の取組の中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるようなキャリア教育の充実が求められています。

### 【施策の方向と内容】

#### 施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った教育の推進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	ジェンダー平等や人権の尊重について適切に指導し、子どもたちの個性や能力を生かす教育を推進します。 ●道徳、特別活動における人権教育の推進	学校教育課 こども育成課
継続	②人権尊重につながる性教育の推進	性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じた内容で性教育を行います。 ●保健体育、道徳、学級活動における性教育の推進	学校教育課 こども育成課
継続	③社会的自立に向けたキャリア教育の支援	児童・生徒にとって社会的自立に必要な態度や能力の育成を図るキャリア教育を推進します。 ●個性や能力を生かした進路指導 ●トライやる・ウィーク等体験活動の実施	学校教育課
継続	④教職員の男女共同参画への意識啓発	教育研修所等で教職員に対する男女共同参画に関する研修を充実させ、ジェンダー平等意識の浸透を図ります。 ●校内研修等の計画的な実施	学校教育課

## 施策の方向（２）将来の地域の担い手育成

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①将来の地域の担い手育成	<p>青少年の地域における多様な体験活動を通じて、地域貢献の意識を高め、将来の朝来市を担う人材の育成に取り組めます。</p> <p>また、男女が協働して地域づくりに取り組む意識を育めるよう、小中高生に対する研修を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学生対象の自然体験教室など</li> <li>●中高生生徒会リーダー研修</li> <li>●ASAGO iNGゼミ しごとゼミ</li> <li>●キャリアトークカフェ</li> </ul>	総合政策課 市民協働課 生涯学習課 各支所 和田山地域振興課 経済振興課 学校教育課
新規	②若者の交流の場づくり	<p>若年者の出会いのきっかけとなる交流事業の企画立案・運営等を支援します。</p> <p>また、民間事業者による交流イベントの開催支援や地域におけるスポーツクラブや文化クラブの活動等による交流の場づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●出会いの場の提供等</li> </ul>	市民協働課 生涯学習課 各支所

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
6 教育を受ける場における男女の地位の平等感で「平等」と思う人を増やす	59.1% (令和2年)	70%

## 基本目標2 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

### 基本課題3 意思決定過程への女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

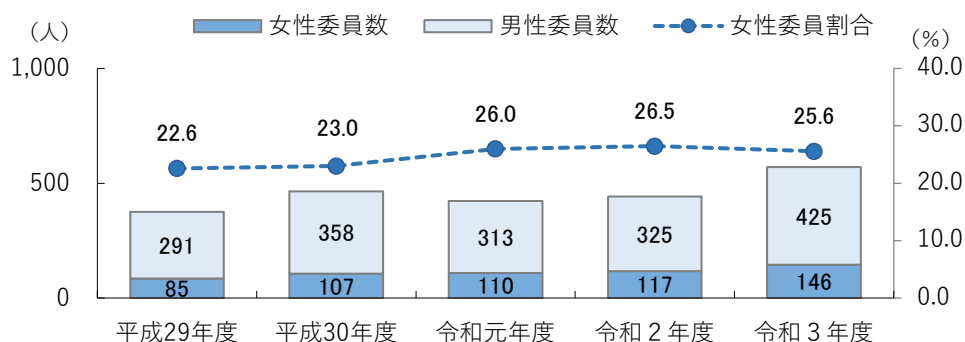
男女共同参画社会を形成していくためには、男女が共に広く地域や社会の活動に参加していくと共に、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実に様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

本市における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会等委員の女性の占める割合は、平成29(2017)年度の22.6%から令和3(2021)年度は25.6%に増加したものの、成果指標の30%に到達していないことやひょうご男女いきいきプラン2025の目標値(令和7(2025)年度)が40%と設定されていることから、今後も引き続き登用促進に努める必要があります。

また、本市における女性職員の割合は39.7%で、管理職(副課長以上)における女性の割合は26.4%(令和4(2022)年4月1日現在)となっています。令和3(2021)年4月に改正した「朝来市特定事業主行動計画(後期計画)」に基づき女性役職者(係長以上)を増やす取組を行っていますが、さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、本市内の自治会長のうち女性の割合は0%(令和4年4月1日現在)で、実際に多くの女性が携わっている地域活動においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。地域の運営や活動への参画促進を図るため、女性の参画促進の重要性、必要性について理解を得られるための周知、啓発を推進する必要があります。

図表20 朝来市審議会等女性委員の割合



資料：内閣府男女共同参画局（各年3月末日現在）

図表 21 朝来市役所の女性管理職（副課長以上）登用状況

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
全職員数	326	325	325	333	325
うち女性職員数	123	123	130	134	129
女性の占める割合 (%)	37.7	37.8	40	40.2	39.7
全管理職員数	83	84	86	90	91
うち女性管理職員数	23	23	23	25	24
女性の占める割合 (%)	27.7	27.4	26.7	27.8	26.4

(各年 4 月 1 日)

図表 22 朝来市における自治会長数と女性の占める割合

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
自治会長数	159	159	159	159	159
うち女性自治会長数	0	0	0	0	0
女性の占める割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(各年 4 月 1 日)

### 【施策の方向と内容】

#### 施策の方向（1）市政への女性参画の拡大

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	① 審議会等への女性の参画の促進	<p>市政に対する女性意見の反映を進めるため、各種審議会、委員会などへの積極的な登用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会等への女性の参画促進</li> <li>● 女性委員のいない審議会等の解消</li> </ul>	全課
継続	② 女性職員の管理職への登用促進	<p>女性管理職の割合を高めるため、人材の育成と登用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性職員に対する研修の実施</li> <li>● 職場における意識醸成</li> </ul>	総務課



## 施策の方向（２）企業・各種団体等の女性管理職・役員登用の促進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①企業等の女性の意思決定過程への参画の促進	企業等の女性の役員や管理職への登用を促進するため、啓発活動を進めます。 ●国や県の啓発資料、情報等の提供	人権推進課 経済振興課
継続	②自治会等役員への積極的登用の推進	地区役員への女性の登用を促進するため、地域自治協議会、連合区長会に働きかけると共に、女性に対する啓発を進めます。 ●女性登用の働きかけ	市民協働課

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
7 審議会等の委員会の女性割合を高める	25.6%	30%以上
8 市の管理職に占める女性割合を高める	26.4% (令和4年度)	30%以上
9 自治会役員（区長・副区長・会計）に占める女性の割合を高める	4.9% ①区長 0% ②副区長 0.6% ③会計 5.7%	7%

## 基本課題4 女性の能力発揮の促進と環境整備

### 【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。

また、今日の少子高齢・人口減少社会においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが重要となっています。我が国では、働く場面において、特に女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況であり、このことを踏まえ、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が平成27（2015）年に10年間の時限立法で施行されました。

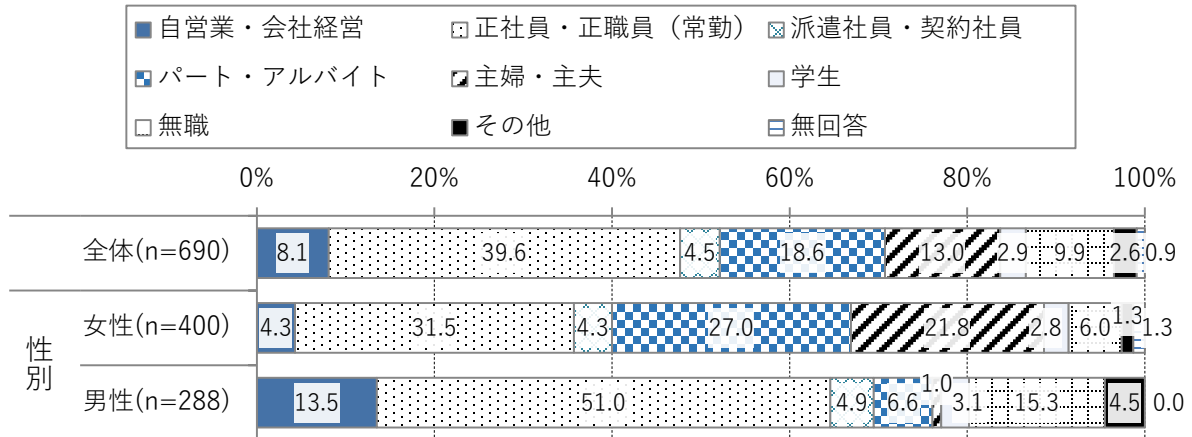
本市の女性の年齢階層別労働力率（図表5参照）は、30～34歳を底とするM字カーブを描いているものの、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけてすべての年齢階層で労働力率は上昇しています。また、県と比較してもすべての年齢階層で上回っており、働く場への女性の参画が着実に進んでいることがわかります。

しかし、朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査の結果をみると、男性に比べ女性の「正社員・正職員（常勤）」の割合が低い一方、「パート・アルバイト」は女性の方が高くなっています。パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、コロナウイルス感染症拡大に伴う女性失業者の増加や女性の貧困、男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。

また、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、朝来市人権についての市民意識調査の結果をみると、職場では男性の方が優遇されていると感じている人が56.0%となっており（図表6参照）、平成27（2015）年調査結果と比較すると2.3ポイント低下しているものの、依然として高い割合を占めています。男女共同参画に関する事業者アンケート調査では女性従業員を積極的に登用するための取組をおこなっていないと回答した割合は12.4%にとどまっており、多くの事業所が女性を登用するための各種取組を実施していることがわかります。今後は男女の均等な機会や待遇の確保などの環境整備、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を更に促進する必要があります。

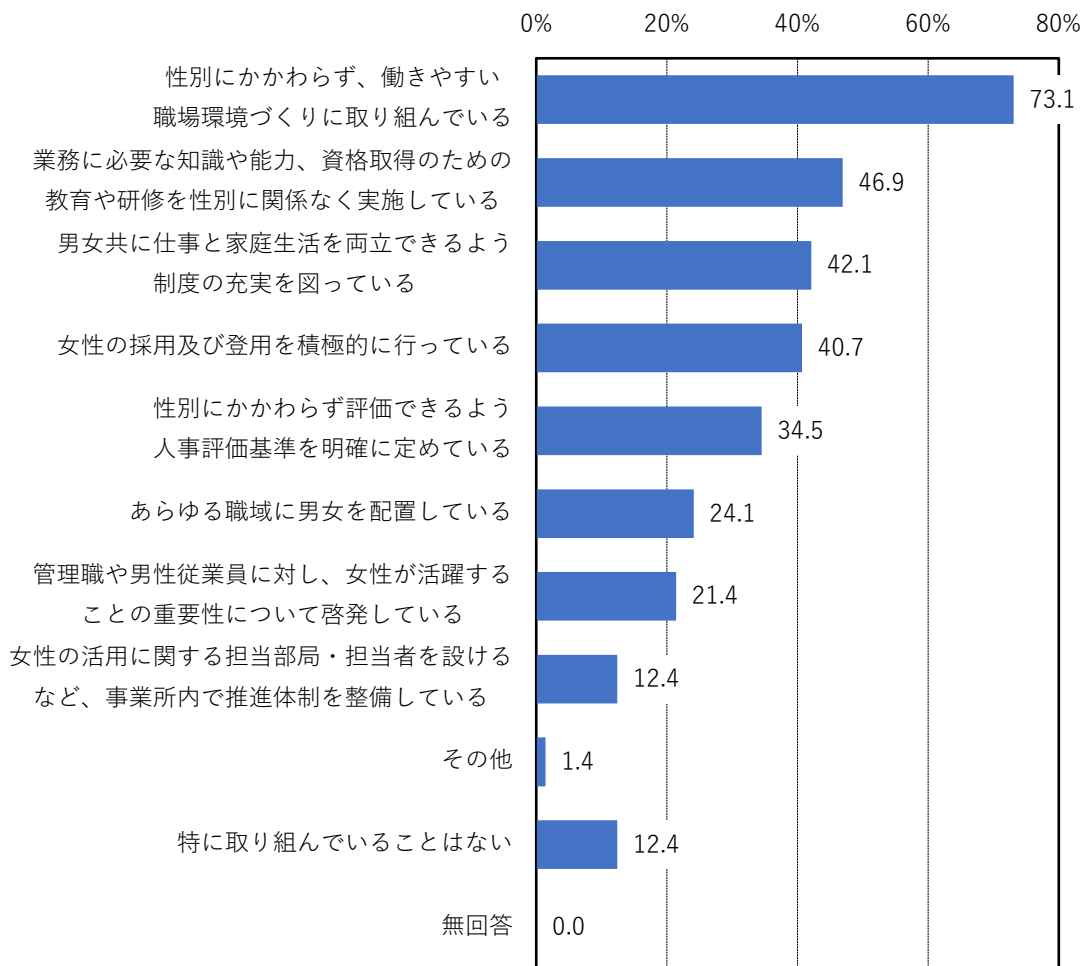
農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

図表 23 就労形態（男女別）



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年）

図表 24 事業所が女性従業員を積極的に登用するための取組（再掲）



(n=145)

資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）

## 【施策の方向と内容】

### 施策の方向（１）職業能力の開発と就業支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①女性のスキルアップ支援	女性の就職・再就職や起業を支援するため、デジタルスキルを始めとした様々な資格取得や技術の習得のための講座やセミナー等、学習機会を提供します。 ●講座やセミナー等の実施 ●県女性就業支援事業の活用	人権推進課 経済振興課
継続	②就職・再就職に関する情報提供	公共職業安定所等関係機関と連携し、就職・再就職に関する情報の提供を行います。 ●関係機関と連携した情報提供 ●ジョブサポあさごの情報提供	経済振興課
継続	③起業の支援	男女を問わず利用できる起業や経営に関する相談窓口を運営し、交流拠点の活用を進めます。 ●起業人財交流拠点ASAGO i N G G a r d e n K O U B Aの活用 ●あさご元気産業創生センターによる経営・雇用相談	市民協働課 経済振興課

### 施策の方向（２）女性のキャリア形成支援の促進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①あさごチャレンジひろばコーナーの充実	再就職や起業、地域活動に関する情報はもとより、女性に関するさまざまな情報、相談や助言などコーナーの充実を図ります。 ●あさごチャレンジひろばコーナーの周知 ●関係機関のチラシ等を常設	人権推進課
継続	②新たな活動の場の拡充のための支援	さまざまな知識や技術等を生涯学習講座等に生かせる仕組みを検討します。 また、女性が個性と能力、経験等を十分に発揮できるよう、農業活動や商工活動等、異業種間の交流や情報交換等の機会の提供を図ります。 ●女性及び女性グループの活動支援 ●女性の農業委員、農地利用最適化推進委員への女性の登用の促進	農林振興課 経済振興課 生涯学習課 農業委員会事務局
継続	③自営業における女性の経営参画等の支援	県や商工会、J A等と連携し、商工業や農林水産業等自営業において、女性の経営への参画や企業活動を支援します。 ●経営等にかかる情報提供等支援	農林振興課 経済振興課

施策の方向（3）物的・心理的・制度的に働きやすい職場環境づくり

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①企業等への啓発活動の強化	<p>企業等に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法の周知を図ると共に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●リーフレット等による情報提供</li> <li>●労働実態に関する情報の収集</li> </ul>	人権推進課 経済振興課
継続	②企業等に対する情報提供の実施	<p>企業等に対し積極的改善（ポジティブ・アクション）についての先進的な事例を紹介すると共に、従業員の能力開発のための先進的な事例を紹介するなどの情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●リーフレット等による情報提供</li> </ul>	人権推進課 経済振興課
継続	③雇用・労働問題に関する相談機会の提供	<p>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめとするさまざまな労働問題等の解決に向けて、関係機関と連携し相談機会を提供すると共に、相談窓口等の情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の悩み相談の開設</li> <li>●相談機関についての情報提供</li> </ul>	人権推進課 経済振興課

【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
10 職場における男女の地位の平等感で「平等」と思う人を増やす	29.2% (令和2年)	40%
11 女性のチャレンジ相談の開催を増やす	2回	3回

## 基本課題5 仕事と生活の調和の推進

---

### 【現状と課題】

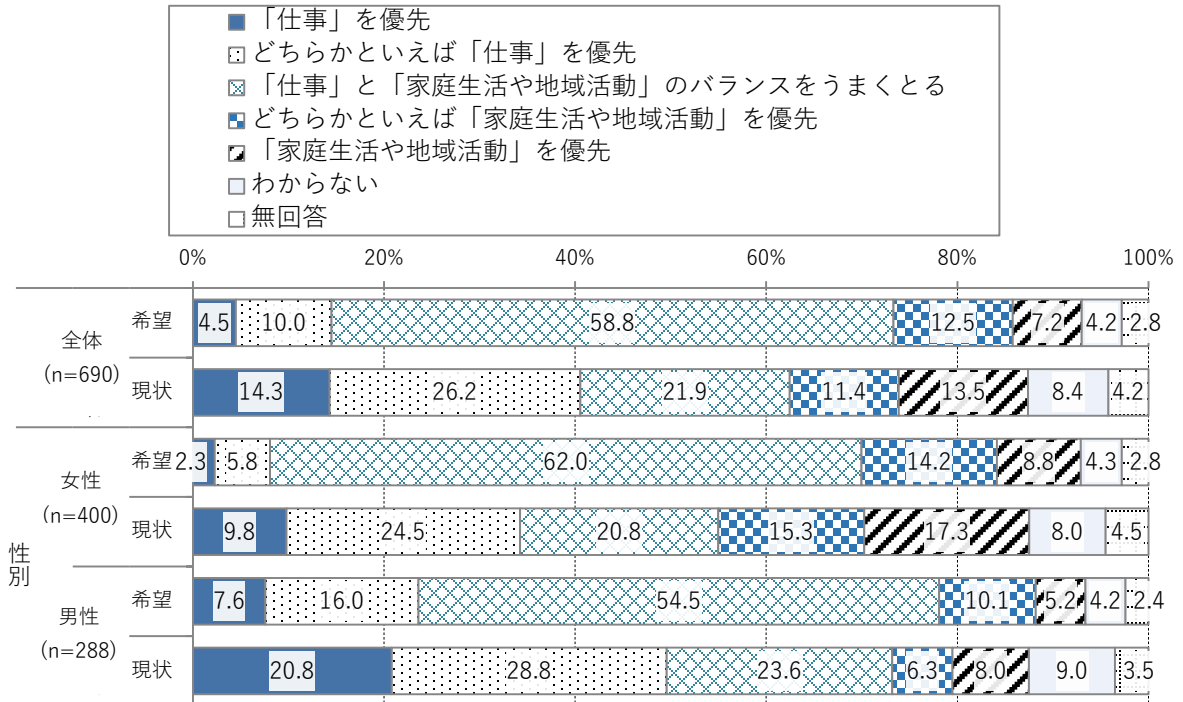
ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を言います。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものであり、男女共にその充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度に関する朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査の結果をみると、男女共に、仕事を優先することを希望する人は少なく、仕事と家庭生活や地域活動のバランスをうまくとることを希望する人が多くなっています。しかし、実際にそうできている人は少なく、男女共に現状は仕事を優先している人が多くなっています。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。市内の事業所でもワーク・ライフ・バランスを推進するためのさまざまな取組が実施される反面、課題も浮き彫りになっており、特に人員不足をあげる事業所が多くなっています。

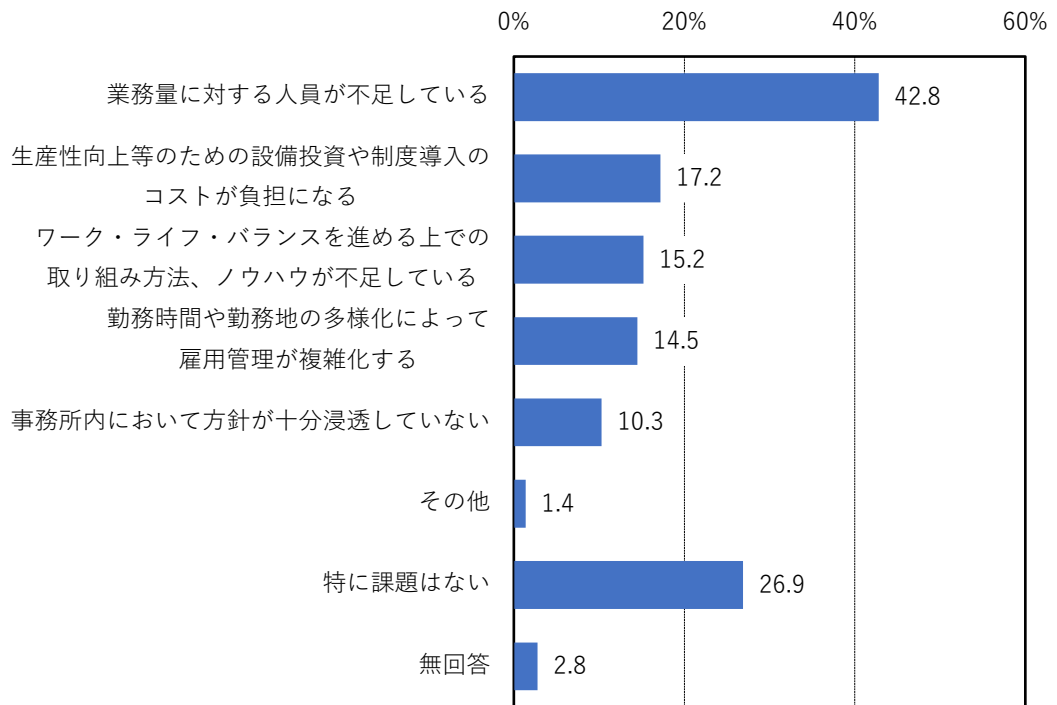
少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては優秀な人材の確保が重要な課題となっていますが、時間外労働、長時間労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか、就職希望者も増え、優秀な人材が集まりやすくなっています。また、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上につながるというメリットもあることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

図表 25 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度（男女別、希望と現状別）



資料：「朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査」（令和3年）

図表 26 ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題



(n=145)

資料：「男女共同参画に関する事業者アンケート調査」（令和3年度）



## 【施策の方向と内容】

### 施策の方向（１）男性の家庭生活への主体的参画の推進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
新規	①男性の家庭生活への関わりを促す意識啓発	<p>家庭内での男女平等・男女共同参画意識を育むため、また、家事・育児・介護などは男女が共に担い、かつ、責任も分かち合うという認識を浸透させるため、全庁的に広報・啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙、ホームページ、SNS等による啓発</li> <li>●子育て学習センター事業の充実</li> <li>●各種講座を通じての啓発</li> <li>●育児・介護休業等の各種制度の周知</li> </ul>	生涯学習課 人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課 経済振興課

### 施策の方向（２）男女が共に家事・育児・介護を担える意識の醸成や知識・技術支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①男女共同参画の考えに基づく家庭づくりのための学習機会の提供	<p>家事・育児・介護などの家庭生活における責任が共に果たせるよう、研修会や体験学習など学習できる場や機会を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健体育、家庭科、道徳、特別活動において地域と連携した学習等の推進</li> <li>●福祉体験学習等における体験的活動の実施</li> <li>●出前講座の開設</li> <li>●まちの子育て広場事業の充実</li> <li>●母子健康手帳、父子健康手帳の交付</li> <li>●両親学級における育児体験の実施や学習の推進</li> </ul>	生涯学習課 人権推進課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課
継続	②家事や育児・介護等の生活スキルの取得支援	<p>日常生活における生活スキルが取得できるよう、男性を対象又は男性を含む教室・講習会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●料理教室等の開催</li> <li>●家族介護支援者のための研修</li> </ul>	生涯学習課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課

施策の方向（3）働きやすく、働きがいのある職場環境づくりの促進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組を普及するため、各種支援制度や先進事例等の情報提供を行います。 ●広報紙やホームページ等による情報提供	人権推進課 経済振興課
継続	②制度の周知・普及	育児・介護制度や働時間の短縮など、多様かつ柔軟な働き方が選択できるよう、商工会等の関係機関と連携し、制度の普及・啓発を進めます。 ●広報紙やホームページによる啓発 ●企業等への啓発	人権推進課 経済振興課
新規	③多様な働き方への支援	テレワークや在宅勤務等、多様な働き方に対応する就労を支援します。 ●デジタルスキル研修等の実施	経済振興課

【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
12 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について「言葉も内容も知っている」人を増やす	29.6%	40%

## 基本目標3 共に支え合う家庭や地域づくり

### 基本課題6 家庭や地域における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

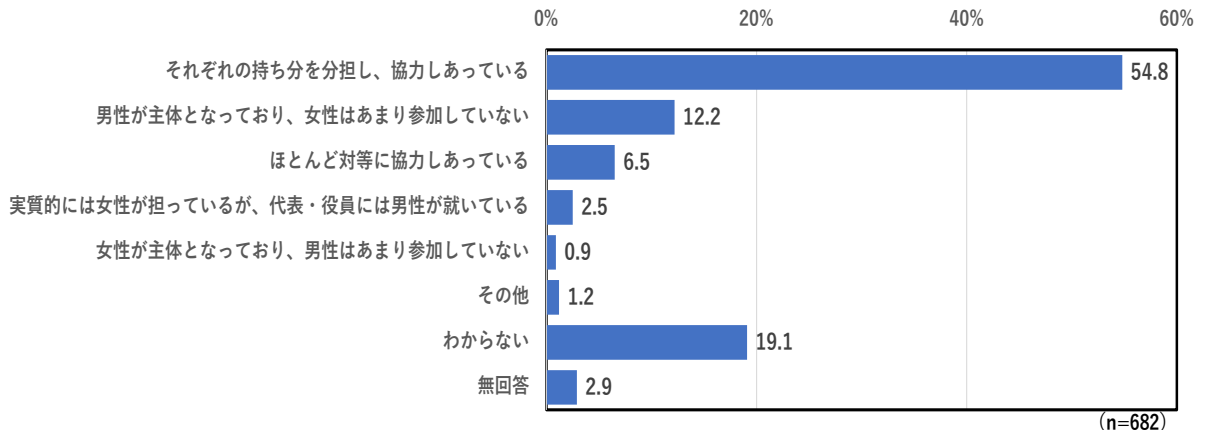
家庭では、男女が共に家事、育児、介護などについて家族としての役割を果たしながら、共に支え合い協力して生活を営むことが重要です。

朝来市人権についての市民意識調査結果によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識については、男女とも反対派が賛成派を上回るなど(図表7参照)、従来の取組の成果がうかがえますが、男女の家事、育児、介護にたずさわる1日あたりの時間は平日、休日共に女性の方が長い傾向にあり(図表8参照)、家庭における実際の役割分担については、意識レベルの変化ほどには改善が進んでおらず、依然として家庭内での多くの役割が女性となっている現状が浮き彫りとなっています。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことで、家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わることで女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつなげることが重要です。

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。しかし、価値観の多様化等を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動に参加する機会が少なくなっているのが現状です。誰もが安心して暮らせる環境を確保し、地域が抱える様々な課題に対応できる地域の力を高めていくには、地域における活動を男女が共に担い、性別による偏りを無くすなど、男女共同参画の視点が不可欠です。

人権についての市民意識調査では、地域活動において「それぞれの持ち分を分担し、協力し合っている」と回答した割合が最も高くなっています。しかし、この中には女性が飲食の世話や後かたづけをすることなど、性別による固定的な役割分担がなされたものも含まれていることが考えられます。一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに捉われることなく、男女が共に協力して地域社会へ参画するためにも、男女それぞれへの啓発や学習機会の提供を進める必要があります。

図表 27 地域活動における男性と女性の協力体制



資料：「朝来市 人権についての市民意識調査」(令和2年度)

【施策の方向と内容】

施策の方向（1）男女が共に参画する家庭や地域生活の支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①地域活動への男女共同参画の推進	共生社会の構築が求められているなかで、男女が共に身近な地域でコミュニティの活動や地域福祉活動等に参加するよう、共生社会についての啓発を進めます。 ●広報紙等による啓発 ●出前講座の開催 ●区長会等を通じた参加への働きかけ	市民協働課 各支所 和田山地域振興課 人権推進課
継続	②市民活動の育成・支援	地域自治協議会など自主的・公益的なまちづくり活動を支援すると共に、人材育成に努めます。 また、市民の主体的な市民活動の育成・支援を進めます。 ●地域自治協議会の活動支援	市民協働課 各支所 和田山地域振興課
継続	③男女共同参画の考えに基づく家庭づくりのための学習機会の提供（再掲）	家事・育児・介護などの家庭生活における責任が共に果たせるよう、研修会や体験学習など学習できる場や機会を充実します。 ●保健体育、家庭科、道徳、特別活動において地域と連携した学習等の推進 ●福祉体験学習等における体験的活動の実施 ●出前講座の開催 ●まちの子育て広場事業の充実 ●母子健康手帳、父子健康手帳の交付 ●両親学級における育児体験の実施や学習の推進	生涯学習課 人権推進課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課

## 施策の方向（２）女性の地域活動への積極的な参画の促進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
新規	①市民活動団体等への支援	市内のボランティア団体やNPO等の市民活動団体に対して男女共同参画について啓発すると共に、団体の活動支援及び女性の積極的な参画の促進及び人材育成を行います。 ●女性団体ネットワークの活動支援	市民協働課 人権推進課

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
13 男女共同参画にかかる市民活動団体等数を増やす	8団体	10団体
14 家庭生活の場における男女の地位の平等感で「平等」と思う人を増やす	31.4% (令和2年)	50%
15 地域活動の場における男女の地位の平等感で「平等」と思う人を増やす	32.0% (令和2年)	50%
16 地域自治協議会に占める女性役員の割合を高める	7.6%	10.0%

## 基本課題7 地域ぐるみの家庭支援体制の充実

### 【現状と課題】

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する一方、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は高くなることが予想されています。また、高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化や単身世帯の増加、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下することが考えられます。

また、コロナ禍が長期化し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつあることも、隣人の困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることがますます困難な状況を加速しています。

このような変化の激しい社会情勢の中で、「地域共生社会」の実現に向けた取組が推進されています。「地域共生社会」とは、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人々が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者、ひとり親家庭など、支援を必要とする人も含めたすべての市民が安全・安心に生活を営むことができるよう、地域の中でお互いに見守り、支え合う関係づくりを進めることが重要です。

### 【施策の方向と内容】

#### 施策の方向（1）地域で家庭を支える環境整備

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①子育てに関する不安や悩みへの対応	子育てや虐待に関する不安や悩みへのきめ細かな対応を図るため、児童相談体制を強化すると共に、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての相談や情報交換が行える場の充実に取り組みます。 ●子育て相談体制の強化 ●まちの子育てひろば事業の充実 ●子育て世代包括支援センターの総合相談 ●産前・産後サポート事業 ●子育てセンター事業	社会福祉課 健幸づくり推進課 こども育成課

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	②子育て支援の充実	<p>子どもを安心して預けられるように、認定こども園、保育園できめ細かな保育を行い、休日保育や病児・病後児保育等を実施し、保育サービスの充実を図ります。</p> <p>また、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの運営など、就労等により昼間保護者がいない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園、保育園の運営</li> <li>●病児・病後児保育サービス</li> <li>●放課後児童クラブの運営</li> </ul>	こども育成課
継続	③高齢者支援の充実	<p>認知症高齢者の増加に対応し、地域、企業、行政等が一体となって、認知症の人とその家族を支援する気運を醸成し、容態の変化に応じて切れ目なく支える地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの構築</li> <li>●認知症サポーター養成講座</li> </ul>	高年福祉課 ふくし相談支援課

## 施策の方向（２）地域で子育て・高齢者等を支援する推進体制づくり

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①地域福祉の推進	<p>支援を必要とする人や家庭を地域住民が相互に見守り、支え合うため、地域共生社会の構築をめざす地域福祉を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生社会についての意識啓発</li> <li>●地域の課題等解決のための地域福祉の推進</li> </ul>	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課
継続	②住民組織体制づくり	<p>健康づくりや介護予防、生活支援などを地域住民等と一体になって進めるため、地域での支援体制づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●向こう三軒両隣会議</li> <li>●あさごいきいき百歳体操</li> </ul>	高年福祉課 ふくし相談支援課
新規	③子育て支援の充実	<p>地域における子育て相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センター事業に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の実施</li> </ul>	こども育成課



**【成果指標】**

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
17 ファミリー・サポート・センター会員数を増やす	—	300人
18 認知症サポーター養成講座の受講人数を増やす	13回 182人	15回 350人
19 朝来安心見守り事業の登録事業所数を増やす	96事業所	110事業所

## 基本課題8 男女共同参画の視点に立った地域の防災力の向上

### 【現状と課題】

東北地方を中心に甚大な被害があった東日本大震災の記憶も覚めやらぬ中、その後も全国各地で豪雨や台風による被害が後を絶ちません。これら自然災害による惨状を目の当たりにしていることや平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災を経験したことで、住民の多くが災害に対する不安を募らせていることと思われます。

自然災害の多くは、その発生を完全に防ぐことは困難であるものの、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることは可能です。災害を受け止める側の社会の在り方によっても、女性が受ける被害の大きさが決まることもあり得ます。災害に直面してから復興するまでのあらゆる局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識すると共に、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることにも配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施することが必要です。

朝来市においては、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政が一体となった安全安心なまちづくりを推進するため、防災会議にて「朝来市地域防災計画」の審議がなされているところですが、女性委員の占める割合は令和3年度現在で7.1%にとどまっています。

男女共同参画の視点に立った地域の防災力の向上を図る為には、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することが重要であり、市の防災会議、災害時の災害復興対策検討への女性委員等の参画拡大が求められます。

### 【施策の方向と内容】

#### 施策の方向（1）地域の防災体制についての啓発促進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
新規	①災害対応について、全職員に対する理解促進	災害発生時には、全職員が対応することが必要となるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。 ●研修等の実施	防災安全課
新規	②男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発	男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会を設けます。 ●講演会、セミナー等の実施	防災安全課 人権推進課

## 施策の方向（２）女性の視点を生かした防災対策の推進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
新規	①女性消防団員、防災リーダー、女性防災士の確保	女性の視点に立った災害対応について周知・啓発するため、女性消防団員及び女性防災リーダー・防災士の確保に努めます。 ●自主防災リーダー育成補助金の活用	防災安全課
新規	②女性の視点を活かした防災対策の推進及び防災計画策定への参画	女性消防団員、女性防災リーダー及び防災士と連携し、女性の視点を活かした防災対策を推進すると共に、地域防災計画及び地区防災計画策定への参画を促し、防災力の向上を図ります。 ●女性消防団員等の参画による防災計画の作成	防災安全課
新規	③男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	最低限の食料等の物資は防災倉庫に備蓄するほか、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資については、流通在庫備蓄方式により災害時に提供します。 ●備蓄物資供給企業との連携	防災安全課

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
20 女性の消防団員数を増やす	42人	50人
21 女性防災リーダー・防災士数を増やす	12人	20人

## 基本目標4 共に健康で安心して生活できる社会づくり

### 基本課題9 あらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

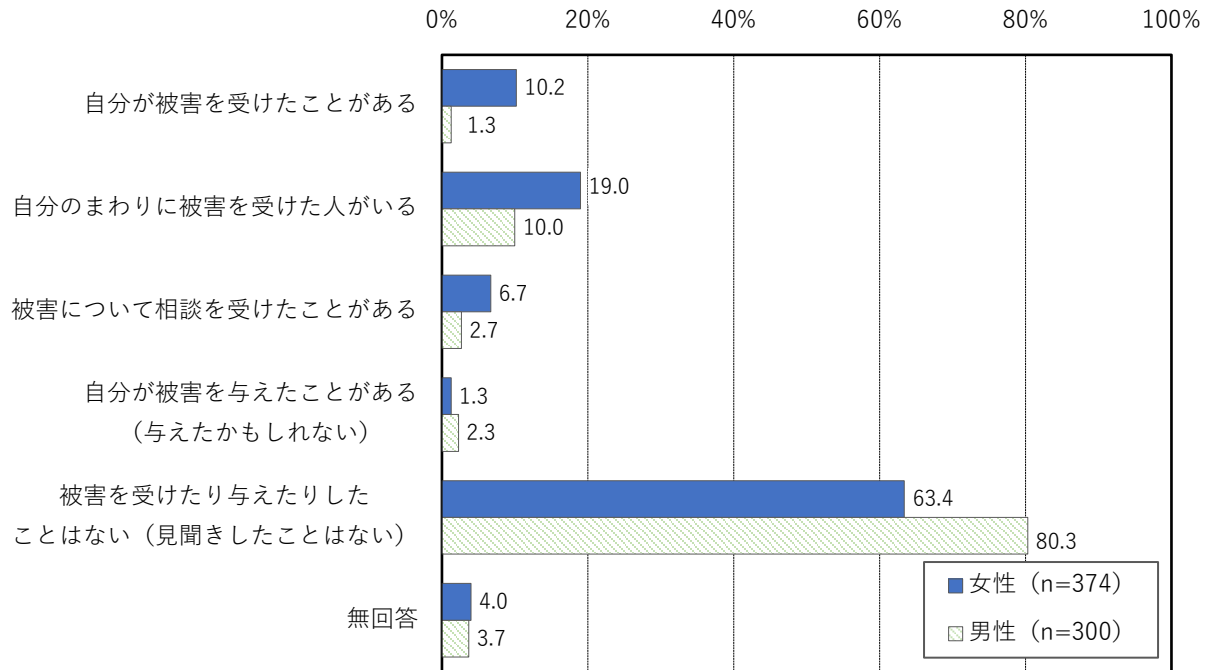
すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいます。しかし、DVの経験について朝来市人権についての市民意識調査の結果をみると、「自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）」の割合は男女に差はみられないものの、「自分が被害を受けたことがある」の割合は、男性に比べ女性の方が圧倒的に高くなっています。また、男性の「自分が被害を与えたことがある（与えたかもしれない）」と女性の「自分が被害を受けたことがある」に8.9ポイントの開きがあり、男性が無自覚にDVにあたる行為を行っている恐れがあります。

女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認する風潮や、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、市民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、急速に在宅勤務などが普及し、自宅で家族と過ごす時間が増加したことや収入の減少など経済的な要因もあいまって、全国的にDV被害者が増加していることが報告されています。しかしながら、「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。また、家庭内の問題としてもとと顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられます。

DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。また、子どもの前で行われるDVは心理的虐待となると共に、DVを受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待を制止できなくなる場合があります。さらに、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の性暴力も多様化しています。DV被害者の早期発見やその後の支援のためにも、関係機関との連携を強化していく必要があります。

図表 28 ドメスティック・バイオレンスの経験（男女別）



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度）

【施策の方向と内容】

施策の方向（1）あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①啓発の推進	あらゆる人々に、暴力や虐待行為が人権に関わる問題であるとの認識を広く浸透させ、あらゆる暴力・虐待行為を許さない社会意識の醸成に向け、啓発活動を推進します。 ●各種啓発月間、啓発週間等のあらゆる機会を通じて啓発	人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課
継続	②学校における教育・啓発	児童・生徒の発達段階に応じて、人権尊重を根底にいじめ・DV・虐待・デートDV・ネットによる人権侵害等の教育・啓発を進めます。 ●学校等職員に対する研修会 ●中高生等に対するデートDV防止のための教育・啓発	人権推進課 学校教育課
継続	③関係機関との連携強化と啓発活動の実施	民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、警察など関係機関との連携を強化し、研修の開催をはじめ、あらゆる機会を通じて啓発を推進します。 ●広報等による啓発	人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	④相談体制の充実	<p>各種相談に対して安心して適切な相談が行えるよう、相談員の専門性の向上を図ると共に、県の関係機関や市の関係課との連携の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口の周知</li> <li>●但馬地域DVネットワークや県の関係機関との連携</li> </ul>	<p>人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課</p>
新規	⑤庁内研修の実施	<p>DV、セクシュアル・ハラスメント等に関する理解や二次的被害防止のため、市職員への研修を実施すると共に、議会事務局と連携し、市議会議員への研修を要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員に対するDV等に関する理解や二次的被害防止のための研修等の開催</li> </ul>	<p>総務課 人権推進課</p>

## 施策の方向（２）虐待等防止対策の推進

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①DV防止対策及びDV被害の早期発見	<p>市民がDVについて正しく理解できるよう、啓発や情報提供を進めます。また、DVを早期に発見し対応するため、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、警察など関係機関との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員等に対する啓発</li> <li>●DV相談ナビに関する広報用携帯カードの設置</li> <li>●女性に対する暴力をなくす運動の推進</li> </ul>	<p>人権推進課 社会福祉課</p>
継続	②児童、高齢者、障害者等に対する虐待防止対策の推進	<p>あらゆる暴力・虐待行為を許さない社会意識の醸成に向け、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権週間等による啓発</li> <li>●児童虐待防止月間による啓発</li> <li>●乳幼児健診時にチラシの配布</li> <li>●高齢者、障害者虐待防止についての啓発</li> </ul>	<p>人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課</p>
新規	③各種ハラスメント防止対策の推進	<p>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、各種ハラスメントを防止するため、周知と意識啓発を推進します。</p> <p>また、関係機関と連携し相談機会を提供すると共に、相談窓口等の情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の悩み相談の開設</li> <li>●相談機関についての情報提供</li> </ul>	<p>人権推進課 経済振興課 総務課</p>

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	④ストーカー対策の推進	<p>早期の段階で被害者等が関係機関につながるができるよう、相談窓口の充実と周知を図ります。</p> <p>また、被害者等の適切な避難等に係る支援を推進するため、被害者情報の保護の徹底を図ると共に、関係機関や関係課との連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談対応の充実</li> <li>●被害者情報の保護の徹底</li> <li>●被害者等の適切な避難等に関する支援の推進</li> </ul>	社会福祉課 人権推進課
継続	⑤関係機関との連携の推進	<p>民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、警察等市内の関係機関及び県等との連携を強化し、防犯体制、問題の未然防止、早期発見、支援体制の構築をめざします。また、加害者の更生についても連携を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員、警察等との連携</li> <li>●各こども園、小中学校等との連携</li> </ul>	防災安全課 人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課

### 施策の方向（３）被害者救済のための環境整備

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①緊急時の安全確保	<p>緊急時の一時保護について、警察や県など関係機関と連携を図りながら、迅速な対応を行うと共に、被害者の個人情報管理の徹底に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係課に対する情報管理・提供の徹底についての研修</li> <li>●警察、県こども家庭センター等の関係機関との連携</li> </ul>	防災安全課 人権推進課 社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課
継続	②被害者の状況に対応した支援の充実	<p>被害者の生活支援、就業支援、住宅確保、子どもの就学などについて、関係部署や県等の関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係部署や関係機関との連携</li> <li>●個人情報管理の徹底</li> </ul>	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課



事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	③心のケアの充実	<p>被害者に対して、医師、保健師、心理士、母子・父子自立支援員、家庭相談員等による心理・社会的ケアの充実を図ります。</p> <p>また、学校等と連携し、DV家庭の子どもに対して、継続的なサポートの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「こころのケア相談」の周知</li> <li>●関係機関との連携による、専門的な相談対応</li> <li>●被害者及び同伴児童への継続的なケアの推進</li> </ul>	社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課 健幸づくり推進課 学校教育課 こども育成課

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
22 DVの認知率を高める	72.2%	80%
23 デートDVの認知率を高める	30.1%	50%
24 DVの体験を「どこにも相談しなかった」割合を減らす	35.0% (令和2年)	20%
25 こんにちは赤ちゃん事業の実施率を高める	86.4%	90%

## 基本課題 10 生涯にわたる健康づくり支援

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは、互いの安心な暮らしにもつながります。男女の体の構造の差から、男女それぞれ特有の病気がありますが、特に女性には乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に加え、妊娠や出産、更年期障害など健康面のリスクも多く、平均寿命が男性より長いことから、健康障害と長くつきあうこととなります。そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点も含め、女性特有の健康問題について、男性の理解を促すと共に、男女共にそれぞれの健康問題について正しく理解し、こころとからだの健康管理ができるよう、生涯を通じた健康づくり支援を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大を機に、経済的な理由などで生理用品を入手することが難しい「生理の貧困」の問題が、全国で顕在化しています。「生理の貧困」は、健康や尊厳に関わる重要な課題であり、支援の方法について検討を進める必要があります。

### 【施策の方向と内容】

#### 施策の方向（1）妊娠・出産・育児期における母子保健の支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①母性保護と母子保健対策の充実	<p>妊娠から出産・子育てまで、不安なく行えるよう、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、不妊・不育治療に関する相談のほか、経済的負担の軽減など、不妊・不育に悩む夫婦の支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産後ケア事業の実施</li> <li>●妊産婦健康診査費助成事業の実施</li> <li>●新生児聴覚検査費助成事業の実施</li> <li>●乳幼児健診、育児相談、食育教室等の開催</li> <li>●子育て世代包括支援センターの総合相談</li> <li>●不妊・不育症治療費助成事業の実施</li> </ul> <p>他</p>	健幸づくり推進課
継続	②ライフステージごとの女性の健康づくりの推進	<p>ライフステージに応じて見られる女性特有の疾病などの知識を深めると共に、健診（検診）受診体制整備などを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳がん検診の実施</li> <li>●子宮頸がん検診の実施</li> <li>●骨粗しょう症検診の促進</li> </ul>	健幸づくり推進課

施策の方向（２）生涯にわたる健康の保持増進への支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①生涯にわたる健康づくり事業の展開	<p>男女が生涯にわたり、自ら健康づくりに取り組めるよう、地域や企業と一体となった体制の強化を図ります。</p> <p>また、生活習慣病予防対策の一環として、健診やがん検診の必要性についての周知を図り、健診の受診を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健幸づくりポイント事業の推進</li> <li>●あさごいきいき百歳体操等介護予防の推進</li> <li>●男性栄養教室</li> </ul>	高年福祉課
継続	②こころの健康づくりと自殺対策の推進	<p>こころの健康を保持するため、こころの健康づくりに関する正しい知識・情報等の普及啓発と共に、朝来市自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する講座やパンフレットを活用した啓発、相談窓口の周知等自殺対策の総合的な取組の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会・出前講座の開催</li> <li>●こころのケア相談の実施</li> <li>●自殺対策事業の実施</li> <li>●ゲートキーパー養成講座の開催</li> </ul>	健幸づくり推進課
継続	③健康被害への対策の推進	<p>喫煙や過度の飲酒は、特に妊産婦等に悪影響を及ぼすことから、禁煙支援や受動喫煙対策に取り組めます。</p> <p>また、H I V／エイズ、性感染症等の感染症は、特に女性にとって母子感染や不妊症の原因になるおそれがあることから、正しい知識や認識の普及・啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●禁煙支援や受動喫煙対策の推進</li> <li>●H I V／エイズや性感染症等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発</li> </ul>	健幸づくり推進課
継続	④地域医療体制の充実	<p>医療に係る広報・啓発活動を推進すると共に、関係機関と連携し公立病院の医師確保を図り、市民の医療ニーズに応じた地域医療体制の充実に努めます。</p> <p>また、救急医療体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●あさご健康医療電話相談ダイヤル24の実施</li> </ul>	健幸づくり推進課

【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
26 乳幼児健診の受診率を高める ①3か月児健康診査 ②8か月児健康診査 ③1歳6か月児健康診査 ④3歳児健康診査	①100% ②99.4% ③99.4% 99.5%	①100% ②100% ③100% ④100%
27 乳がん検診の受診率を高める	30.0%	50%以上
28 子宮頸がん検診の受診率を高める	21.2%	50%以上
29 健康教育参加人数・健康相談利用人数・訪問指導人数を増やす	2,113人	3,000人
30 健幸づくりポイント事業の寄附交換申請者数を増やす	881人	1,200人

## 基本課題 11 支援を必要とする市民の福祉の充実

### 【現状と課題】

女性は結婚や出産、育児等ライフイベントにより生活スタイルが変わることでの影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。

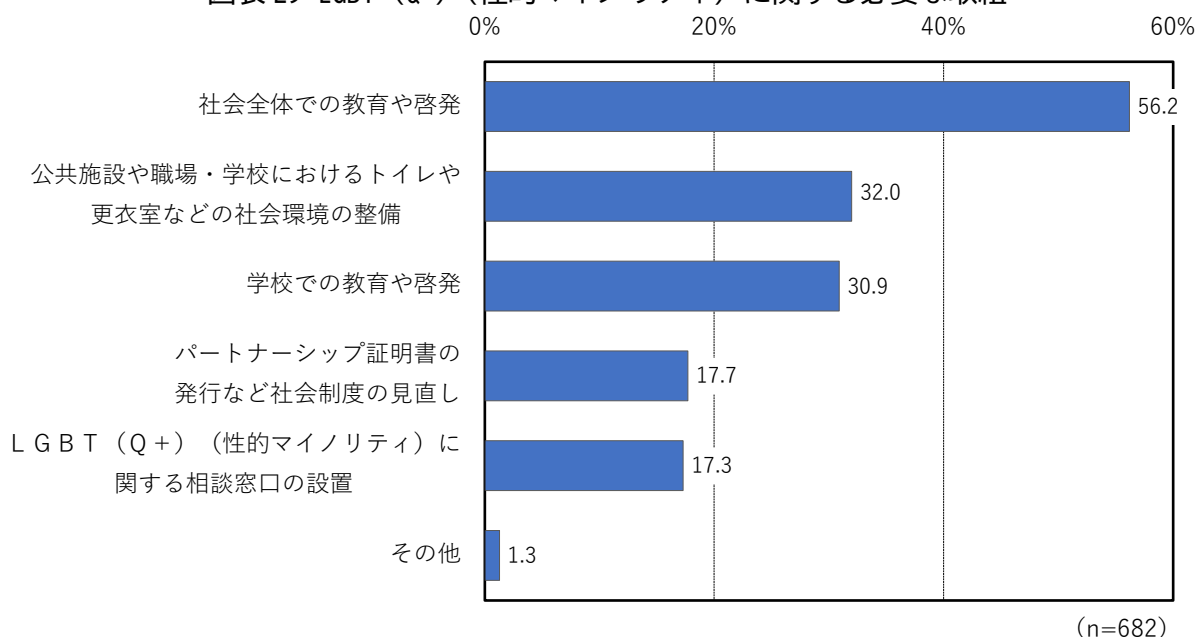
特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人が少なくなっていることから、孤立を防ぐことが急務です。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があること、外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれられないよう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。

最近ではLGBT(Q+)等の性的マイノリティの方々の人権問題が顕在化しつつあります。市民意識調査によると、20.5%の人がLGBT(Q+)（性的マイノリティ）という言葉や意味を「知らない、聞いたことがない」と回答しています（図表 17 参照）。また、性的マイノリティの方々を支援するための取組として、「社会全体での教育や啓発」や「公共施設や職場・学校におけるトイレや更衣室などの社会環境の整備」が必要と考える市民が多くなっています。性的マイノリティを理由に困難な状況に置かれられないよう、その理解の促進や環境整備など新たな取組が求められています。

図表 29 LGBT(Q+)（性的マイノリティ）に関する必要な取組



資料：「朝来市人権についての市民意識調査」（令和2年度）

## 【施策の方向と内容】

### 施策の方向（１）さまざまな生活困難を抱える市民の相談体制や支援の充実

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①相談体制・情報提供の充実	<p>高齢者・障害者・ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや問題を解消するため、民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員、家庭相談員、ケアマネジャー、障害者相談支援専門員などによる相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、必要な支援が受けられるよう、各種手当や福祉サービス等に関する情報提供を行うなど、利用支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談体制の充実</li> <li>●民生委員・児童委員との連携</li> </ul>	<p>社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課</p>
継続	②自立支援策の充実	<p>高齢者・障害者・ひとり親家庭等の日常的・経済的な自立のため、就労や生活に対する支援策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種貸付制度等による支援</li> <li>●緊急通報システムの充実</li> <li>●外出支援サービスの推進</li> </ul>	<p>社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課</p>
継続	③社会参加に向けた支援の推進	<p>積極的に社会参加ができるよう、交流事業、外出支援、活動の場の確保等の福祉サービスの充実を図り、支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブ、ミニデイサービス、健康福祉大学等活動の場の提供</li> </ul>	<p>社会福祉課 高年福祉課 ふくし相談支援課</p>
継続	④性的マイノリティの人々への理解啓発	<p>性的マイノリティの性別に起因する困難な状況に置かれた人々について、人権侵害等が生じないように、市民の理解啓発を進めます。</p>	<p>人権推進課</p>

## 施策の方向（２） 貧困等支援を必要とする家庭の支援

事業区分	具体的施策	取組の内容	担当課
継続	①セーフティネットの整備	<p>経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対し、関係機関や関係課が連携し、総合的な支援策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備</li> <li>●ひとり親家庭各種自立支援制度等による支援</li> </ul>	社会福祉課
継続	②生活困窮者の自立支援	<p>生活に困りごとや不安を抱えている人の相談に応じると共に、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門機関等と連携し、問題の解決に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口の周知</li> <li>●自立に向けた支援の推進</li> </ul>	社会福祉課
継続	③情報提供の充実	<p>ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用することができるよう、各種制度や窓口等の周知・広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙やホームページ等を活用した情報の提供</li> <li>●母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等による情報の提供</li> </ul>	社会福祉課

### 【成果指標】

指標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
31 ひとり親家庭等の就労支援件数を増やす	28件	33件
32 LGBT (Q+) (性的マイノリティ) という言葉や意味について「内容(意味)をよく知っている」の割合を増やす	21.0% (令和2年度)	40%



## 第5章 計画の推進体制

### 1 庁内における推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、取組内容は幅広くさまざまな分野にかかわってきます。そのため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。

本プランを着実に推進するため、市長を本部長、関係部長等を構成員とした「男女共同参画推進本部」や男女共同参画推進庁内連絡会議により、施策の推進及び進行管理を行います。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、施策や事業を進めていくと共に、教育、労働、福祉、保健など庁内のあらゆる部署と連携・協力しながら本計画の着実な推進を図ります。

### 2 朝来市男女共同参画推進会議の開催

男女共同参画に関わる課題を協議し、計画の推進状況について検討するために、市民の代表、広範な分野から有識者、民間団体・関係行政機関の代表など、多様な知見、経験をもつ人を委員とする男女共同参画推進会議により、計画の推進状況や達成度の点検・評価など諸問題を協議します。

### 3 市民との協働による推進の強化

市民・市民活動団体・企業等との情報交換の場を設置し、互いの連携を深め、プランの推進、男女共同参画の推進を図ります。また、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立って地域でさまざまな活動を推進することができるように、「朝来市男女共同参画推進委員会」をはじめ、女性団体やNPO等の活動に関する相談等支援、団体同士の連携交流を推進します。

### 4 国、県等との連携

男女共同参画に関するさまざまな課題に幅広く対応するため、国・県、近隣市町との連携に努めると共に、関係機関との連携を強化し、情報収集に努めます。

## 1 プランの策定経過

年月日	内 容
令和2年12月	人権についての市民意識調査実施
令和3年12月	朝来市女性の活躍推進に関する市民意識調査実施
令和4年2月	男女共同参画に関する事業者アンケート実施
令和4年6月28日	第1回朝来市男女共同参画プラン検討委員会 【協議事項】 (1) 新プランの策定に向けた国・県の動向等について (2) 市民意識調査結果の概要について (3) 新プラン策定のスケジュールについて
令和4年8月5日	第2回朝来市男女共同参画プラン検討委員会 【協議事項】 (1) 現プランの経過と今後の検討課題について (2) 計画の校正（骨子）について
令和4年11月15日	第3回朝来市男女共同参画プラン検討委員会 【協議事項】 (1) 計画素案の内容について
令和4年12月20日	第4回朝来市男女共同参画プラン検討委員会 【協議事項】 (1) 計画素案の内容について
令和5年2月3日 ～令和5年3月4日	計画素案について広く市民の意見を募集し、計画に反映するため、パブリックコメントを実施しました。資料の公表は、市のホームページに掲載するとともに、人権推進課の窓口、各支所の窓口に設置し、閲覧できるようにしました。
令和5年3月14日	第5回朝来市男女共同参画プラン検討委員会 【協議事項】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の内容について（総括）

## 2 朝来市男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

【五十音順・敬称略】

区 分	氏 名	備 考
委 員	阿 野 保 司	朝来市男女共同参画推進委員会委員長
委 員	井 藤 至	朝来市連合区長会 副会長
委 員	佐 藤 佳 木	朝来市民生委員児童委員連合会副会長
委 員	富 永 翔 一	公募
委 員	中 島 英 樹	一般社団法人朝来まちづくり機構
委 員	中 尾 敦 子	朝来地域自治協議会事務局職員・中川小学校 読み聞かせ「ちあふるぽっけ」代表
委 員	西 垣 恵	朝来市商工会女性部
委 員	◎濱 口 清 子	元兵庫県立男女共同参画センター所長
委 員	○巻 野 めぐみ	朝来市男女共同参画推進会議会長

◎座長 ○職務代理

### 3 朝来市男女共同参画プラン検討委員会要綱

令和4年3月31日朝来市告示第81号

(設置)

第1条 男女共同参画プランの策定に当たり、幅広い視野からの意見を求めるため、朝来市男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 委員会に意見を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、この告示の施行後最初に開かれる会議の日から第2条に規定する事項の意見交換及び取りまとめが終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 委員会に、座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、委員会の円滑な進行に務める。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参

画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を



依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)  
抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)  
抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発 令：平成27年9月4日号外法律第64号  
最終改正：令和元年5月29日

### 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響

に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計

画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

#### 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び

総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定

する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当

する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第

四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、これらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を

定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績



2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に

従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該



区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。（秘密保持義務）

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同條第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十條第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前條の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前條に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 　：平成13年4月13日法律第31号  
最終改正：令和元年法律第四十六号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

#### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚

したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって

負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律

第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が



離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被

害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項におい



て同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人

が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取

り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項

第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類す

る共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受け

た者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該

被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改

正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 7 用語の説明

### ア行

#### 【アンコンシャス・バイアス】 24 頁・42 頁

無意識下にある偏見や先入観のことを指します。人間が何かを認知する際、より負荷の少ない判断を行うために、無意識に判断を定型化することがあります。このような判断の定型化が、アンコンシャス・バイアスの原因とも言われています。

#### 【育児・介護休業法】 8 頁・76 頁

育児・介護休業法は、子育てや介護をするために働く人が、一時的に仕事を休むことができる制度です。この法律は、2019 年 4 月 1 日と 2021 年 4 月 1 日に改正され、以下のような内容が追加されました。

##### <2019 年 4 月 1 日の改正内容>

- ・特定の年齢までの子どもがいる場合に取得可能な育児休業期間を延長
- ・子どもの発達段階に合わせた柔軟な育児休業の取得
- ・介護休業取得可能期間の延長と介護休業取得可能な家族の範囲を拡大

##### <2021 年 4 月 1 日の改正内容>

- ・出生時育児休業（産後パパ育休）制度の創設
- ・育児休業の分割取得等により柔軟な育児休業取得が可能に
- ・育児休業を取得しやすいよう研修や相談体制などの雇用環境の整備
- ・対象者に対する個別の制度周知と育児休業取得の意向確認の義務化
- ・短時間で働く場合の育児・介護休業の取り扱いを改善

#### 【SNS】 9 頁・27 頁・40 頁・50 頁

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

#### 【NPO】 28 頁・44 頁・61 頁

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

#### 【エンパワーメント（権限付与）】 2 頁・24 頁

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の手段として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくこと。

### カ行

#### 【家族経営協定】 34 頁

農業経営を担う家族全員が、お互いの意思を尊重し合いながら、共同経営者として農業経営の作業分担や報酬、休日、家事等の作業分担について文書で取り決めたもの。

#### 【共生社会】 43 頁・45 頁・46 頁

障害がある、ないにかかわらず、女の人でも男の人でも、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。



## 【ゲートキーパー】 8 頁・10 頁・56 頁

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

---

## サ行

### 【ジェンダー（社会的性別）】 2 頁・9 頁・24 頁・26 頁・27 頁・29 頁

人間が持つ生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた男性像、女性像のこと。

### 【持続可能な開発目標（SDGs）】 2 頁・3 頁

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。



### 【性的マイノリティ（性的少数者）】 19 頁・20 頁・58 頁・59 頁・60 頁

同性愛者、体の性とところの性が一致しない人などをいう。以下の頭文字をとって「LGB TQ」とも呼ばれる。

- ・L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
- ・Q（クエスチョニング）：自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人など

---

## タ行

### 【デートDV】 10 頁・51 頁・54 頁

交際相手から行われる暴力行為のことをいい、身体的な暴力の他、大声でどなることや、他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれる。

### 【テレワーク】 41 頁

「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

### 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

1 頁・3 頁・5 頁・10 頁・50 頁・51 頁・52 頁・54 頁

domestic violence の略で、夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振られる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。



---

## 八行

---

### 【ハラスメント】 19 頁・20 頁・37 頁・50 頁・52 頁

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめのことを指します。具体的には、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどが挙げられる。

#### ■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の発言や行動を指し、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

#### ■パワー・ハラスメント

職場において、上司や同僚などの立場や権力を利用して、相手を傷つける行為を指します。例えば、無理な業務の指示や、過度な監視、業務上の不当な扱い、暴言や威圧的な態度などが挙げられる。

#### ■マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止め、降格などの不利益を被ったり、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

#### ■モラル・ハラスメント

職場や学校、地域社会などで、人間関係において相手を傷つけたり、孤立させたりする行為を指します。パワーハラスメントとは異なり、権力や地位を利用しない暴力的な行為ではなく、精神的な攻撃によって被害者の尊厳を傷つける行為のことを言う。

### 【ファミリー・サポート・センター】 46 頁・47 頁

会員組織により、育児に関する相互援助活動を行う。預かる側の提供会員と利用者側の依頼会員が共に登録し、アドバイザーが組み合わせ、相互援助する仕組み。

### 【ポジティブ・アクション】 34 頁・37 頁

様々な分野において、固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合、これを改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実践していくもの。

---

## ラ行

---

### 【ライフステージ】 55 頁

出生・就学・就職・結婚・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

### 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）】 55 頁

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人の、中でも女性が生涯にわたって、自らの健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。

### 【リベンジポルノ】 50 頁

性的な画像や動画を撮影された被写体が、自分の意に反してそれらの画像や動画を配信や拡散され、そのことで被害を被る問題です。例えば、恋人や元恋人などが撮影した性的な画像や動画を勝手に拡散することで、被写体のプライバシーや名誉を侵害し、心理的苦痛や社会的な問題を引き起こすことがあります。

---

## ワ行

---

### 【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

4 頁・8 頁・9 頁・24 頁・38 頁・39 頁・41 頁・42 頁

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

～ウィズ（with）プラン～

## 第4次朝来市男女共同参画プラン

---

発行年月：令和5（2023）年3月

発 行：朝来市

編 集：朝来市 市民生活部 人権推進課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷2 1 3 番地1

TEL (079)672-6122 FAX (079)672-4041

HP <https://www.city.asago.hyogo.jp>



朝来市

